

第55期令和6年度第1回

香川地方最低賃金審議会

会議次第

令和6年7月2日（火）15：45～
高松サンポート合同庁舎アイホール

1 開会

2 議題

（1）香川県最低賃金の改正諮問について

（2）「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について

（3）令和6年度最低賃金の審議の進め方等の承認について

（4）最低賃金審議会令第6条第5項の決議について

（5）その他

3 閉会

第1回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No.1 第55期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No.4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No.5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料No.6 香川地方最低賃金審議会(冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)最低賃金専門部会運営規程
- 資料No.7 第55期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 資料No.8 令和6年度最低賃金の審議の進め方等について(案)
- 資料No.9 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.10 令和5年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.11 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(第68回中央最低賃金審議会資料)
- 資料No.12 経済財政運営と改革の基本方針2024(第68回中央最低賃金審議会資料)
- 資料No.13 香川の賃金概況(令和6年)
- 資料No.14 香川県の雇用情勢(令和6年4月分)、労働市場の動向(令和6年4月)
- 資料No.15 香川県内経済情勢報告(令和6年4月)
- 資料No.16 香川県金融経済概況(2024年6月10日)
- 資料No.17 「要請書」
(全国労働組合総連合四国地区協議会)
- 資料No.18 「最低賃金いつでもどこでも1500円の実現を求める要請書」
(JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会)

別途配付資料

- ① 香川県の雇用情勢（令和6年5月分）、労働市場の動向（令和6年5月）
- ② 消費者物価指数（高松市）（令和6年5月分）香川県政策部統計調査課
- ③ 令和6年度版最低賃金決定要覧
- ④ 2024（令和6）年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ⑤ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑥ 令和6年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑦ 業務改善助成金の活用例
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業）のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内
- ⑭ 「キャリアアップ助成金」のご案内

第55期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年6月22日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表	あづま けいすけ 東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かごいけ のぶひろ 籠池 信宏	弁護士 公認会計士	
	かすがかわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科 教授	
	たかつか じゅんこ 高塚 順子	高松大学経営学部 教授	
労働者代表	たていし たける 立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	
	つちだ かずき 土田 和樹	三菱電機労働組合丸亀支部特別執行役員 電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長	
	ひろせ あさこ 廣瀬 亜沙子	U A ゼンセン香川県支部 副議長 三越伊勢丹グループ労働組合 高松三越支部 支部執行委員長 三越伊勢丹グループ労働組合 執行委員	
	みつや ともひろ 三屋 智広	U A ゼンセン香川県支部 支部長	
使用者代表	いでの みちよ代 井出 往代	太洋木材株式会社 取締役副社長 太洋開発株式会社 取締役副社長 株式会社太洋木材市場 取締役副社長	
	おくだ たくみ 奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長	
	しらいし こういち 白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事・事務局長	
	たなづく けいじ 棚次 啓二	株式会社クロダ 代表取締役社長	
	わたなべ けんじ 渡部 健司	今治造船株式会社 顧問	
任命年月日		令和5年4月21日 (任期は、令和7年4月20日まで) ※白石委員は令和6年1月1日 任命任期は同じく令和7年4月20日まで ※籠池委員は令和6年4月21日 任命任期は同じく令和7年4月20日まで	

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。
- 3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

(委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年3月15日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(名称)

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

- 2 委員会は、各側委員が少なくとも1人出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1人は本委員会の委員でなければならない。
- 4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要な事項について審議する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

(報告)

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会长に報告するものとする。

(準用)

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会长に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

(会議の公開)

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

(公開の掲示)

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の原則14日前（審議会の日程により、異なる場合もある。）に、香川労働局において掲示する。

(傍聴の申込)

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の原則6日前（審議会の日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又は電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。
2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

(抽選)

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。
2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。
3 抽選結果については、電話等で通知する。
4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

(名簿)

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

(傍聴)

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。
2 傍聴人は、指定時刻までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。
3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができます。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前まで等とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

**香川地方最低賃金審議会
冷凍調理食品製造業
最低賃金専門部会運営規程**

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会长に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会长に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会长に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に關し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

第55期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	東 圭 介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科 教授
労働者代表委員	立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長
	中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長
	三屋 智広	U A ゼンセン香川県支部 支部長
使用者代表委員	奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事
	渡部 健司	今治造船株式会社 顧問

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和6年7月2日

令和6年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地観察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和6年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和6年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金について

は、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和6年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和7年度の申出については、令和6年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

令和5年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No.10

香川労働局

区分	開催月日と主な議題			
香川地方 最低賃金審議会	<p>① 令和5年7月4日 ・会長、同代理の選出 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議</p> <p>⑤ 令和5年8月23日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・5.8.7付け答申どおり決定 することが適當との答申 (+40円、4.56%アップ)</p>	<p>② 令和5年7月21日 ・参考人意見聴取</p> <p>⑥ 令和5年12月13日 ・令和5年度香川県最低賃金・ 特定最低賃金改正状況</p>	<p>③ 令和5年8月1日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性の有無 の諮問 ・中賃の目安伝達</p> <p>⑦ 令和6年3月15日 ・「香川地方最低賃金審議会 運営規程」等の改正の審議 ・令和5年度特定最賃改正等 意向確認 ・令和5年度審議の進め方等 の審議</p>	<p>④ 令和5年8月7日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額918円 (+40円、4.56%アップ) ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性有の答申 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃の改正諮問</p>
5.4.21 委員委嘱				
運営小委員会	<p>① 令和5年8月1日 ・特定(機械、船舶、電気)最 賃改正の必要性の有無審議</p>			
5.7.4 委員指名				
公益委員会				
実地視察	<p>① 令和5年9月12日 ・事業場実地視察</p>			
5.7.19 委員委嘱	<p>① 令和5年7月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明</p>	<p>② 令和5年8月1日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議</p>	<p>③ 令和5年8月4日 ・令和5年新規学卒者初任給 情報等説明 ・金額審議</p>	<p>④ 令和5年8月7日 ・金額審議 ・全会一致で結審、令6条5項 を適用し答申 本審へ報告 報告内容、時間額918円 (+40円、4.56%アップ) 令和5年10月1日効力発生</p>
専 門 部 会	冷凍調理食品製造業最低賃 金			
はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具製造業最低 賃金	<p>① 令和5年9月20日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認</p>	<p>② 令和5年10月5日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議</p>	<p>③ 令和5年10月10日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額1,040円 (+40円 4.0%アップ) 令和5.12.15 指定日発効</p>	
船舶製造・修理業、船用機関製 造業最低賃金	<p>5.8.28 委員委嘱</p> <p>① 令和5年9月20日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認</p>	<p>② 令和5年9月29日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議</p>	<p>③ 令和5年10月10日 ・金額審議</p>	<p>④ 令和5年11月2日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額1,041円 (+38円 3.79%アップ) 令和6.1.3 法定発効</p>
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	<p>5.8.28 委員委嘱</p> <p>① 令和5年9月20日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認</p>	<p>② 令和5年10月2日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議</p>	<p>③ 令和5年10月13日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額982円 (+40円 4.25%アップ) 令和5.12.15 指定日発効</p>	
5.8.28 委員委嘱				

**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)**

<関係部分抜粋>

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024 年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金が上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手にしている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づく、これから対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させたためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考え方の下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD 加盟国 38 か国の中で、我が国は 32 位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980 年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この 20 年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんのが労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽してきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022 年 12 月時点で 69.2% であったが、2024 年 2 月時点で 75.0% に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのA I / ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

A I、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。A Iツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、A I、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にA Iツール、ロボットの導入を加速する。

A I、ロボットの導入やD Xを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

A I ツールは、OJT を補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が 57.0%、「既存設備の維持・補修」が 28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（I T 化）関連」、「DX（デジタル・トランسفォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ 2 割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3 年で 5,000 億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在 12 カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④（略）

（3）（略）

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

（1）最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は 1,004 円と、目指していた「全国加重平均 1,000 円」を達成した。引上げ額は全国加重平均 43 円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でないと結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」（①106万円の壁への対応（キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、②130万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、③配偶者手当への対応（企業の配偶者手当の見直し促進））を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

III. (略)

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. (略)

2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継やM&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

(1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&Aは、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数のM&Aによるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&Aの障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

①仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは1回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&Aを加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心してM&Aに取り組めるよう、M&A当事者が確認することができるM&A支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

②中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&Aを行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実や PMI (Post Merger Integration : 買収前後に実施する事業統合作業) の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築や M&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関が M&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォーマーの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

(2) 事業承継支援の多様化

後継者が不在の企業のうち 7 割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

(3) 私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるように、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V～XI. (略)

経済財政運営と改革の基本方針 2024

(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えており。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかつた賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する2030年代以降も、実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めているDX、GXを始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040年頃に名目1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第3章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための5つのビジョン」からバックキャストしながら、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差異に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法10の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法11の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の7割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その上で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、A I、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（2）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本性劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本性資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM & Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M & Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M & A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M & Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM & Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM & Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M & A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靭化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

3. (略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

5～8. (略)

第3～4章 (略)

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

令和6年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年齢	勤年 統数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって支給する 現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他 特別 給与額	労働者数
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
全 国	43.9	12.4	166	12	346.7	318.3	909.0	2996 709
北 海 道	45.4	12.0	167	11	312.3	288.5	761.6	108 849
青 森	45.4	13.0	166	10	271.9	249.9	575.6	23 033
岩 手	45.5	13.0	166	11	284.0	259.6	680.9	25 156
宮 城	43.6	12.1	165	12	318.5	288.9	728.6	52 592
秋 田	46.0	13.5	167	8	278.7	261.4	679.6	18 322
山 形	44.4	13.5	166	11	280.0	255.8	653.1	23 440
福 島	44.5	12.8	166	11	306.1	279.4	713.7	40 354
茨 城	44.2	13.3	164	12	340.6	311.9	911.7	62 796
栃 木	44.1	14.1	168	13	355.4	323.0	1087.3	48 006
群 馬	44.0	12.4	166	13	326.6	296.7	799.0	46 250
埼 玉	44.9	12.6	167	13	347.3	317.2	802.6	119 672
千 葉	44.0	11.8	164	11	337.8	309.5	816.3	99 242
東 京	42.6	11.3	166	11	397.0	368.5	1043.3	647 033
神 奈 川	44.5	13.0	164	13	384.1	350.4	1100.2	165 933
新潟	44.7	14.0	165	9	292.8	270.2	724.9	49 355
富 山	44.1	13.8	166	11	321.3	293.9	845.0	26 224
石 川	45.1	13.6	167	11	316.8	290.4	837.7	25 111
福 井	44.0	12.9	167	9	308.1	285.3	783.1	18 391
山 梨	45.3	12.3	167	12	319.8	292.2	867.6	15 675
長 野	44.1	12.8	166	10	312.5	287.7	834.2	44 094
岐 阜	44.6	13.0	166	12	320.1	292.4	849.7	39 099
静 岡	44.1	13.1	165	12	334.4	305.3	946.2	89 168
愛 知	43.2	12.8	166	14	356.8	321.8	1038.8	192 254
三 重	44.0	13.5	164	12	338.7	304.8	895.6	36 898
滋 賀	44.4	13.0	165	11	331.9	302.9	919.7	28 864
京 都	43.8	12.5	166	10	342.5	316.0	908.1	47 380
大 阪	43.9	12.8	165	11	369.4	340.0	1023.2	232 356
兵 庫	43.5	12.5	165	12	347.9	316.8	971.4	111 227
奈 良	44.5	12.1	165	11	328.5	302.1	746.7	16 960
和 歌 山	44.5	13.4	165	12	326.4	298.1	808.4	20 841
鳥 取	44.8	12.2	166	8	275.7	258.3	589.8	10 834
島 根	45.0	13.5	167	11	294.6	268.7	733.4	12 491
岡 山	43.8	12.8	166	11	318.1	290.8	814.4	41 182
広 島	43.6	13.0	165	12	326.7	296.9	879.7	67 006
山 口	45.2	13.5	165	11	319.2	290.1	857.2	28 680
徳 島	43.5	12.9	167	9	294.0	271.3	709.9	14 974
香 川	45.0	13.0	167	13	308.3	279.4	752.2	20 972
愛 媛	45.1	12.4	167	11	304.8	279.6	757.7	25 601
高 知	44.4	11.8	164	8	293.7	273.0	721.0	12 834
福 岡	43.8	11.7	165	12	324.7	297.3	809.1	117 225
佐 賀	44.3	12.6	13	13	295.4	269.4	725.4	16 980
長 崎	44.6	11.8	168	9	278.8	257.3	674.0	27 508
熊 本	44.4	11.8	167	11	293.7	269.0	712.6	31 837
大 分	44.9	11.9	165	9	291.8	271.4	742.1	21 638
宮 崎	45.0	11.5	166	9	272.7	254.3	628.5	20 402
鹿児 島	45.0	12.0	167	10	288.4	268.3	675.8	27 856
沖 縄	43.8	10.1	164	10	285.4	265.4	498.1	24 115

資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男								女									
	年齢	勤年	続数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する		年間賞与その他特別給与額	労働者数	年齢	勤年	続数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きatsappて支給する		年間賞与その他特別給与額	労働者数
						現金給与額	所定内給与額								現金給与額	所定内給与額		
	歳	年	時間	時間		千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間		千円	千円	千円	十人
全 国	44.6	13.8	168	14	385.4	350.9	1073.4	1890 589		42.6	9.9	163	8	280.7	262.6	628.1	1106 120	
北海道	46.4	13.4	169	13	347.6	318.0	901.3	67 829		43.7	9.6	163	7	253.9	239.6	530.7	41 020	
青 森	46.3	14.4	168	14	304.9	275.2	661.8	13 691		44.1	10.9	164	5	223.5	212.9	449.4	9 342	
岩 手	46.2	14.2	167	14	312.5	281.0	784.5	15 432		44.4	11.1	164	7	238.8	225.7	516.4	9 724	
宮 城	44.4	13.3	167	15	354.2	317.3	862.6	32 860		42.4	10.1	162	6	259.1	241.6	505.4	19 732	
秋 田	46.7	14.3	169	10	307.9	285.7	752.3	10 584		45.2	12.3	164	5	238.7	228.2	580.2	7 737	
山 形	44.9	14.8	168	14	311.6	281.4	771.9	13 522		43.7	11.7	164	7	236.9	220.9	491.2	9 918	
福 島	45.0	13.9	167	14	342.0	307.7	819.4	25 345		43.6	11.1	163	6	245.4	231.6	535.2	15 009	
茨 城	44.9	14.9	165	14	380.3	347.0	1101.3	40 095		43.1	10.4	163	8	270.4	250.1	577.0	22 701	
栃 木	44.6	15.9	169	16	395.5	356.1	1318.9	32 588		43.0	10.3	164	8	270.7	252.9	597.8	15 418	
群 馬	44.4	13.6	167	16	359.7	322.9	916.9	30 153		43.1	10.2	164	8	264.6	247.6	578.1	16 098	
埼 玉	45.6	14.1	170	16	380.7	343.5	901.9	78 543		43.6	9.7	163	7	283.3	267.0	613.0	41 129	
千 葉	45.0	13.4	166	14	375.3	340.1	975.5	61 944		42.4	9.3	160	7	275.6	258.6	551.8	37 298	
東 京	43.8	12.9	169	12	441.3	409.6	1242.3	405 935		40.6	8.8	162	10	322.5	299.2	708.3	241 098	
神奈川	45.1	14.5	165	15	420.4	380.3	1276.5	112 339		43.1	10.0	160	9	308.1	287.8	730.6	53 594	
新潟	45.2	15.4	167	12	325.2	296.8	859.1	30 043		43.9	11.8	163	6	242.4	228.8	516.2	19 312	
富 山	44.4	14.7	168	13	353.0	320.1	958.8	16 984		43.6	12.1	164	8	262.9	245.8	636.0	9 240	
石 川	45.5	14.7	168	14	350.9	317.9	957.2	15 853		44.4	11.8	164	7	258.3	243.2	632.9	9 258	
福 井	44.1	13.9	168	12	345.3	315.4	885.6	11 170		43.8	11.5	166	5	250.5	238.8	624.5	7 221	
山 梨	45.4	13.3	168	14	356.3	322.0	1039.9	10 202		45.2	10.2	164	8	251.9	236.7	546.3	5 472	
長 野	44.5	14.4	167	12	351.0	320.0	1020.0	27 737		43.5	10.2	164	7	247.4	232.9	519.0	16 357	
岐 阜	44.9	14.4	168	14	356.7	322.0	1004.5	25 498		44.0	10.3	163	7	251.6	237.0	559.6	13 601	
静 岡	44.6	14.5	167	14	367.6	332.5	1096.1	59 264		42.9	10.2	162	7	268.5	251.4	649.2	29 904	
愛 知	44.0	14.6	167	16	396.1	353.5	1231.2	127 852		41.6	9.3	163	8	278.6	258.9	656.9	64 402	
三 重	43.9	14.9	165	15	375.7	333.3	1058.1	24 430		44.0	10.7	162	7	266.2	249.1	577.1	12 468	
滋 賀	44.4	14.1	167	14	367.9	331.8	1059.4	19 092		44.4	10.8	161	6	261.6	246.4	646.7	9 772	
京 都	44.6	14.0	168	13	379.7	346.7	1067.6	28 919		42.6	10.2	161	6	284.3	267.8	658.1	18 461	
大 阪	45.0	14.4	167	13	409.3	374.2	1196.5	145 677		42.2	10.1	162	8	302.4	282.5	731.9	86 679	
兵 庫	44.2	13.9	167	15	386.0	347.1	1152.6	70 150		42.1	10.0	163	8	283.0	265.0	662.1	41 077	
奈 良	45.2	13.8	168	13	362.5	329.0	867.3	10 086		43.4	9.7	162	7	278.7	262.5	569.9	6 875	
和歌山	44.2	14.7	167	15	359.6	325.1	913.2	12 702		45.0	11.3	163	8	274.6	256.0	644.7	8 139	
鳥 取	45.3	13.1	167	10	303.8	282.0	663.5	6 491		44.0	10.7	164	5	233.6	222.7	479.6	4 343	
島 根	45.7	14.7	168	13	327.4	294.6	830.8	7 419		44.0	11.7	164	7	246.6	230.9	590.9	5 072	
岡 山	44.4	14.2	167	13	351.0	316.4	947.8	25 522		42.8	10.7	164	6	264.6	249.1	597.0	15 660	
広 島	44.0	14.1	166	15	357.4	321.4	995.0	44 448		42.9	10.7	163	7	266.1	248.6	652.5	22 557	
山 口	45.0	14.5	166	14	354.0	317.1	1002.1	17 832		45.7	11.9	164	6	262.0	245.7	619.0	10 848	
徳 島	44.6	14.5	169	12	333.5	303.0	883.9	8 293		42.2	10.9	165	5	245.1	232.0	493.8	6 681	
香 川	45.1	14.5	169	16	343.3	306.1	897.4	13 290		44.8	10.4	164	7	247.7	233.3	501.1	7 681	
愛媛	44.9	13.8	169	14	340.8	308.9	909.3	15 528		45.6	10.2	164	7	249.2	234.4	524.0	10 073	
高知	44.4	13.1	165	11	323.5	299.2	815.2	7 093		44.3	10.3	162	6	257.0	240.6	604.5	5 741	
福岡	44.5	13.0	166	15	361.0	326.8	943.7	72 783		42.5	9.6	162	7	265.2	249.1	588.7	44 442	
佐賀	44.7	13.8	169	15	328.8	295.1	850.4	10 127		43.6	10.9	166	6	246.1	231.4	540.8	6 853	
長崎	45.4	12.9	170	14	312.9	284.4	781.5	14 266		43.7	10.5	165	5	242.0	228.1	558.1	13 242	
熊本	45.0	13.0	168	14	331.3	300.4	848.2	18 168		43.7	10.2	165	7	243.6	227.4	532.3	13 669	
大分	45.1	13.3	167	12	330.8	301.5	889.9	12 282		44.6	10.0	162	5	240.8	231.9	548.1	9 356	
宮崎	45.4	12.6	168	12	305.6	280.9	737.3	11 122		44.5	10.2	165	5	233.3	222.4	498.0	9 280	
鹿児島	45.8	13.3	168	13	323.8	298.1	790.4	15 947		44.0	10.3	165	7	240.9	228.4	522.5	11 910	
沖縄	44.6	11.0	166	12	319.5	293.8	576.8	13 458		42.8	9.0	162	6	242.3	229.5	398.7	10 656	

資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

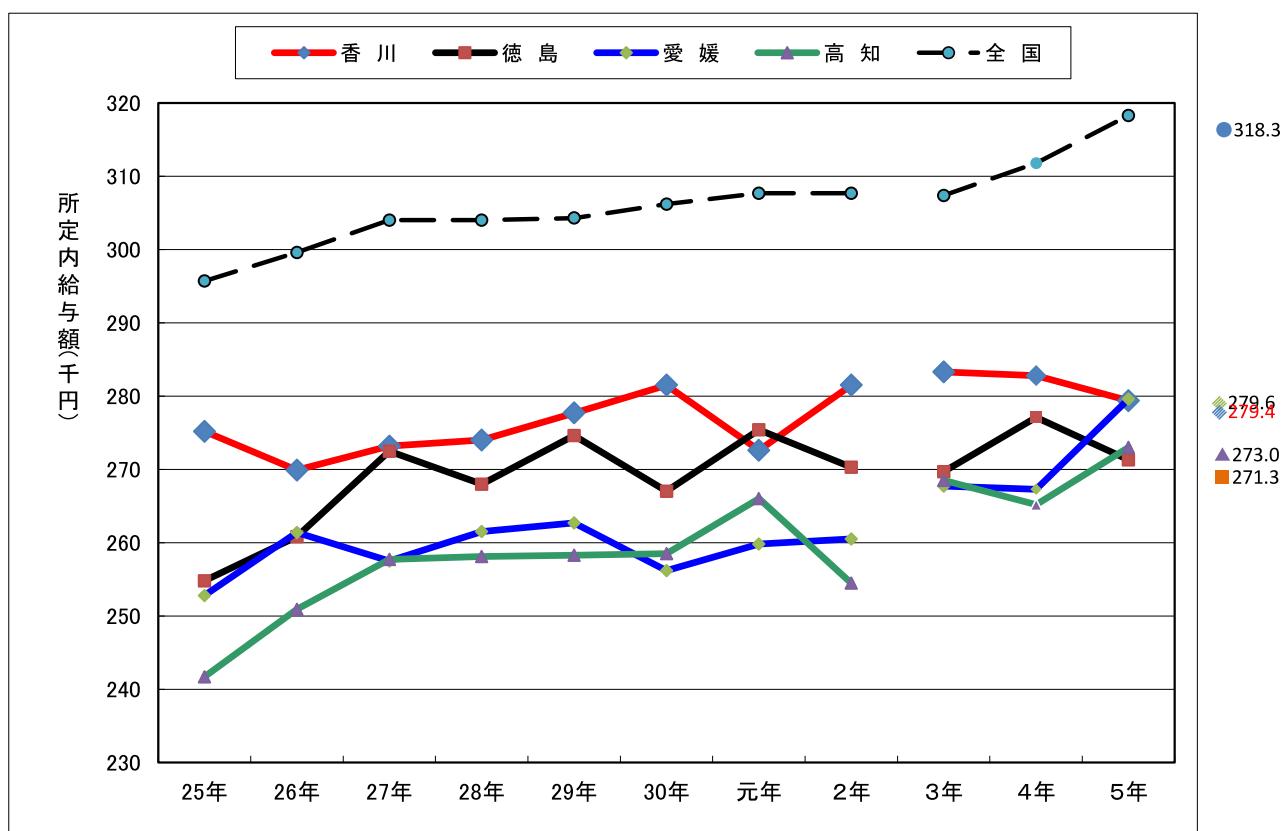
産業計・規模計 (単位:千円)

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
香 川	275.2	269.9	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6	281.5	283.3	282.8	279.4
徳 島	254.8	260.8	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4	270.3	269.7	277.1	271.3
愛 媛	252.8	261.4	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8	260.5	267.7	267.3	279.6
高 知	241.7	250.9	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0	254.5	268.5	265.2	273.0
全 国	295.7	299.6	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7	307.7	307.4	311.8	318.3

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

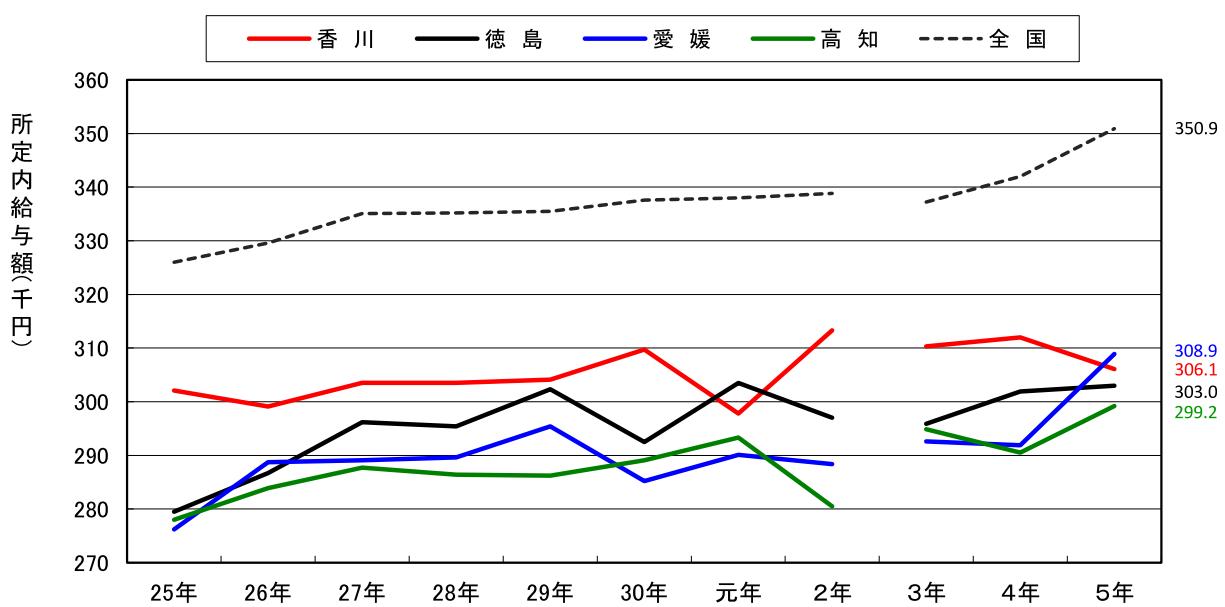
2 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



	産業計・規模計 (単位:千円)										
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
香 川	302.1	299.1	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8	313.3	310.3	312.0	306.1
徳 島	279.5	286.7	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5	297.0	295.9	301.9	303.0
愛 媛	276.2	288.7	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1	288.4	292.6	291.9	308.9
高 知	278.0	283.9	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3	280.5	294.9	290.5	299.2
全 国	326.0	329.6	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0	338.8	337.2	342.0	350.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

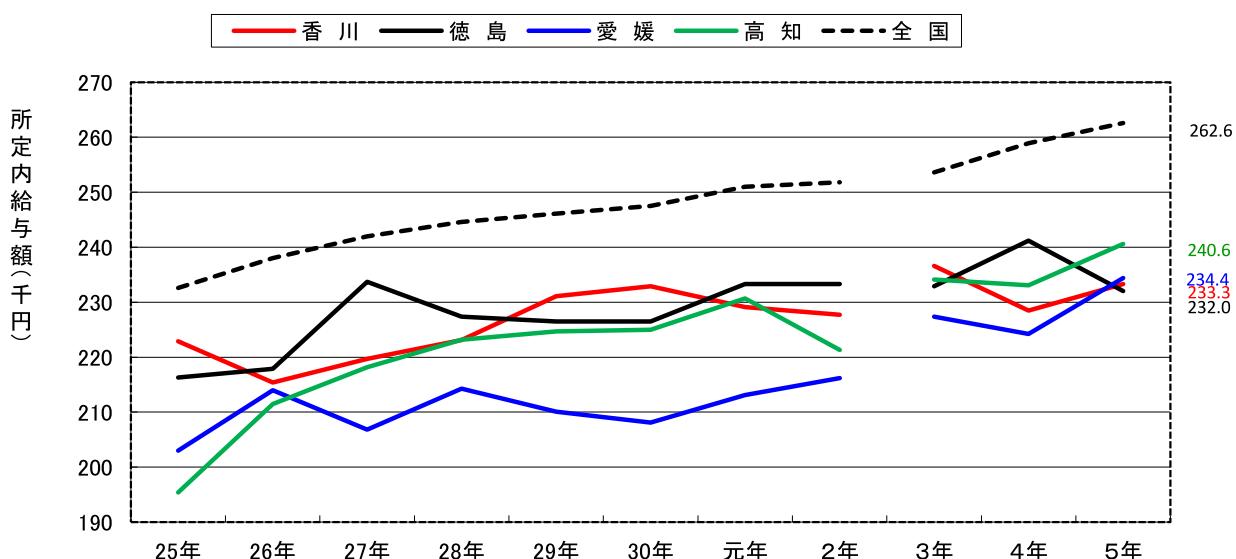
注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



	産業計・規模計 (単位:千円)										
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
香 川	222.9	215.4	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1	227.7	236.6	228.5	233.3
徳 島	216.3	217.9	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3	233.3	232.9	241.2	232.0
愛 媛	203.0	214.0	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1	216.2	227.4	224.2	234.4
高 知	195.4	211.5	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7	221.3	234.1	233.1	240.6
全 国	232.6	238.0	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0	251.8	253.6	258.9	262.6

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

男女計

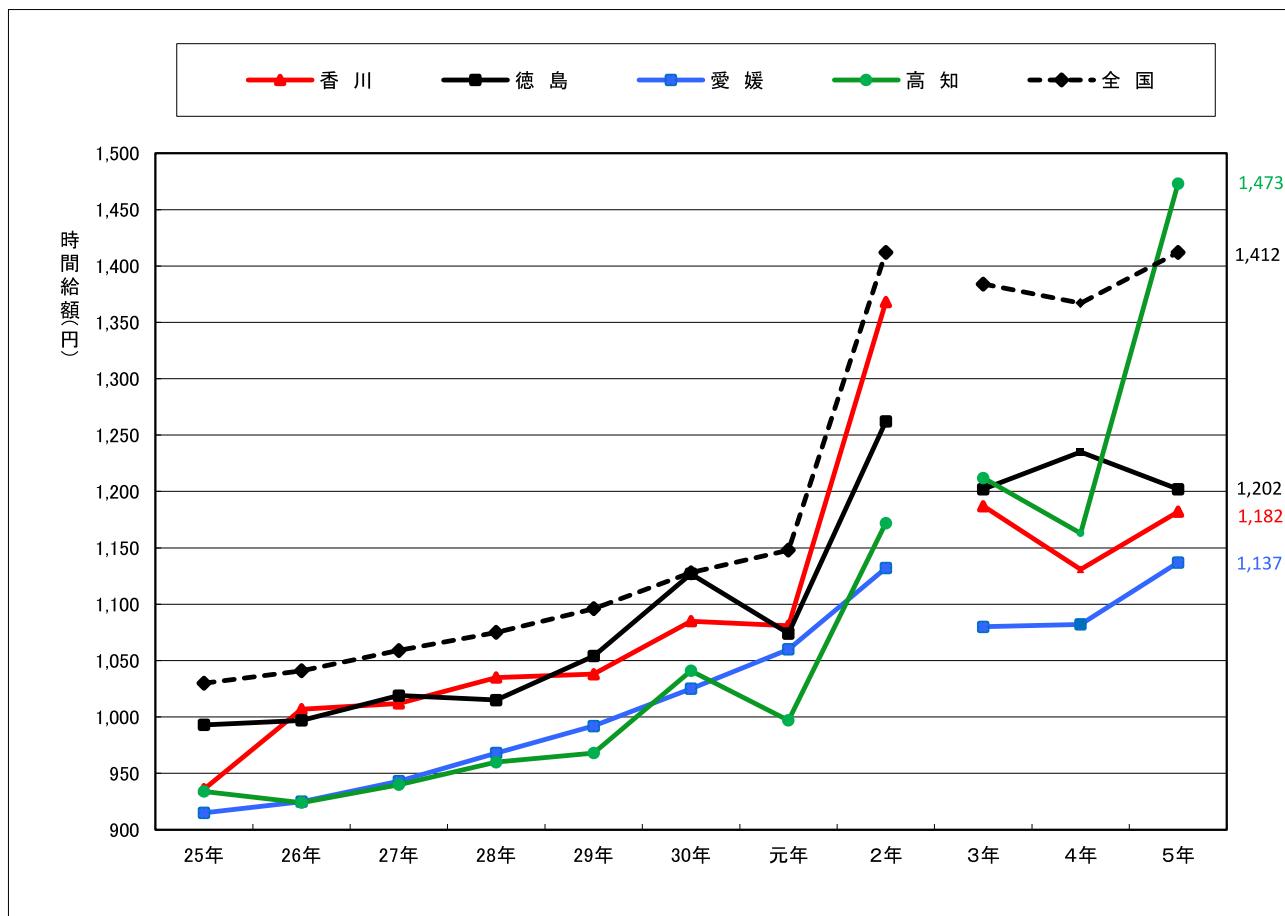
産業計・企業規模計 (単位:円)

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
香川	936	1,007	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081	1,368	1,187	1,131	1,182
徳島	993	997	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074	1,262	1,202	1,235	1,202
愛媛	915	925	943	968	992	1,025	1,060	1,132	1,080	1,082	1,137
高知	934	924	940	960	968	1,041	997	1,172	1,212	1,163	1,473
全国	1,030	1,041	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148	1,412	1,384	1,367	1,412

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える労働者を除外している。



男性

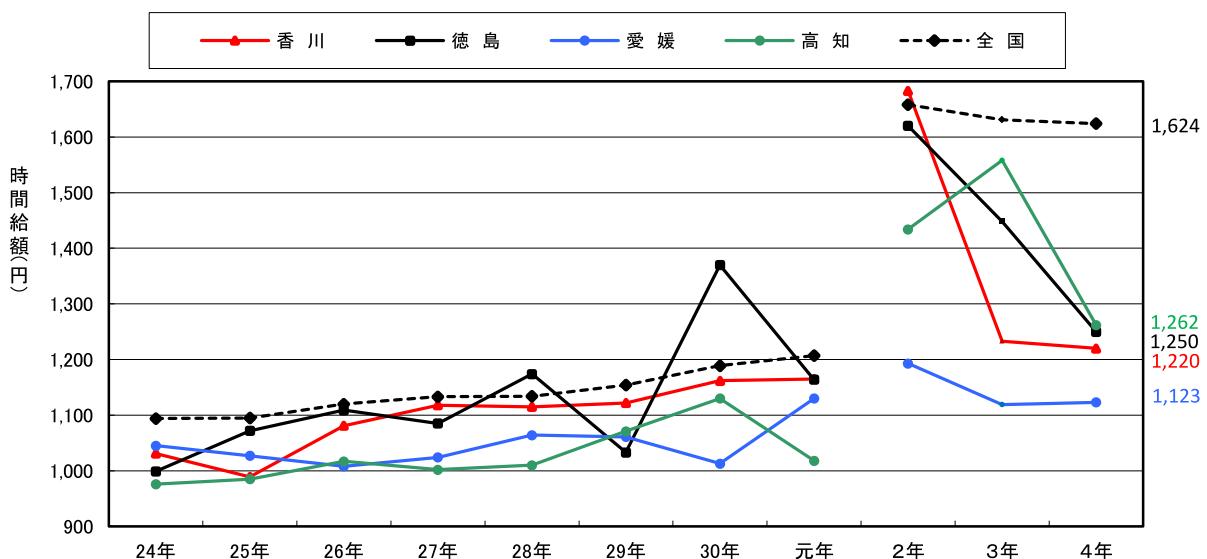
産業計・企業規模計（単位：円）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	1,031	989	1,081	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165	1,683	1,233	1,220
徳 島	999	1,072	1,109	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164	1,620	1,448	1,250
愛 媛	1,045	1,027	1,008	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130	1,193	1,119	1,123
高 知	976	985	1,017	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018	1,434	1,558	1,262
全 国	1,094	1,095	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207	1,658	1,631	1,624

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 男女計の注) 2に同じ。



女性

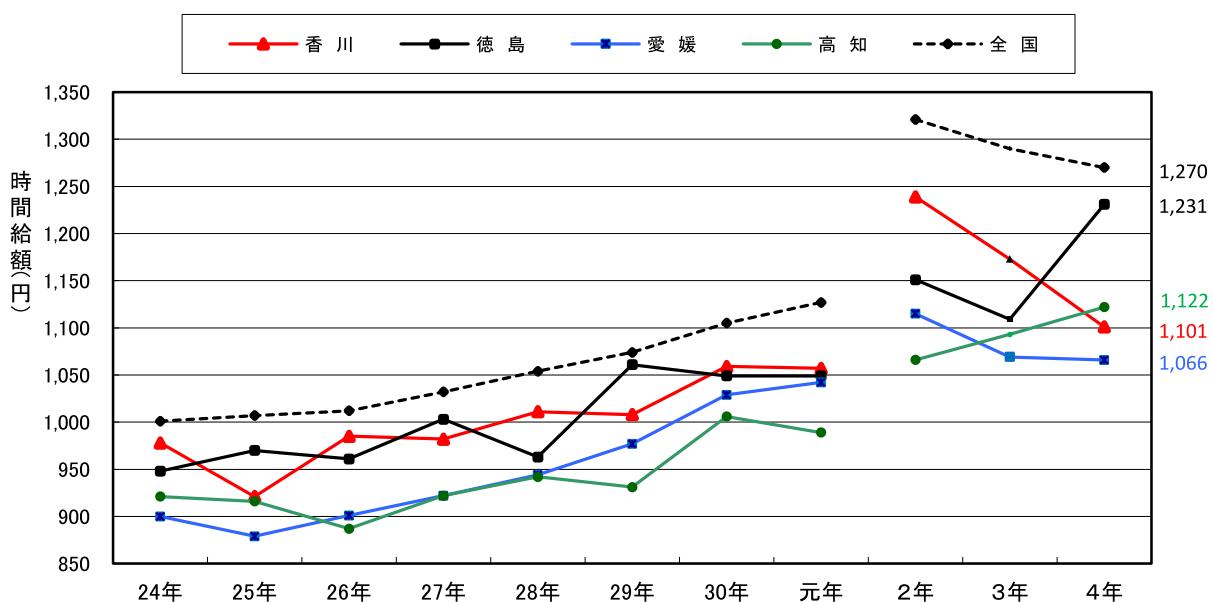
産業計・企業規模計（単位：円）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	978	921	985	982	1,011	1,008	1,059	1,057	1,239	1,173	1,101
徳 島	948	970	961	1,003	963	1,061	1,049	1,049	1,151	1,109	1,231
愛 媛	900	879	901	922	944	977	1,029	1,042	1,115	1,069	1,066
高 知	921	916	887	922	942	931	1,006	989	1,066	1,093	1,122
全 国	1,001	1,007	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127	1,321	1,290	1,270

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 男女計の注) 2に同じ。



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額

令和5年 香川県:企業規模計

区分	男性					女性						
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産業計	48.3	6.2	15.2	5.0	1,307	31.1	49.0	6.6	16.2	5.3	1,146	39.9
製造業	62.4	16.4	16.6	4.8	1,216	79.1	51.4	8.5	18.0	5.3	1,045	30.8
卸売・小売業	48.9	6.4	18.7	4.5	1,276	15.7	50.6	7.8	17.6	5.0	1,074	34.0
宿泊業、飲食 サービス業	33.6	3.9	12.1	4.8	1,001	3.7	40.4	4.4	12.9	4.8	1,021	8.6
サービス業	56.1	4.9	17.3	4.9	1,188	13.1	53.9	5.8	16.4	5.0	1,234	15.4

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

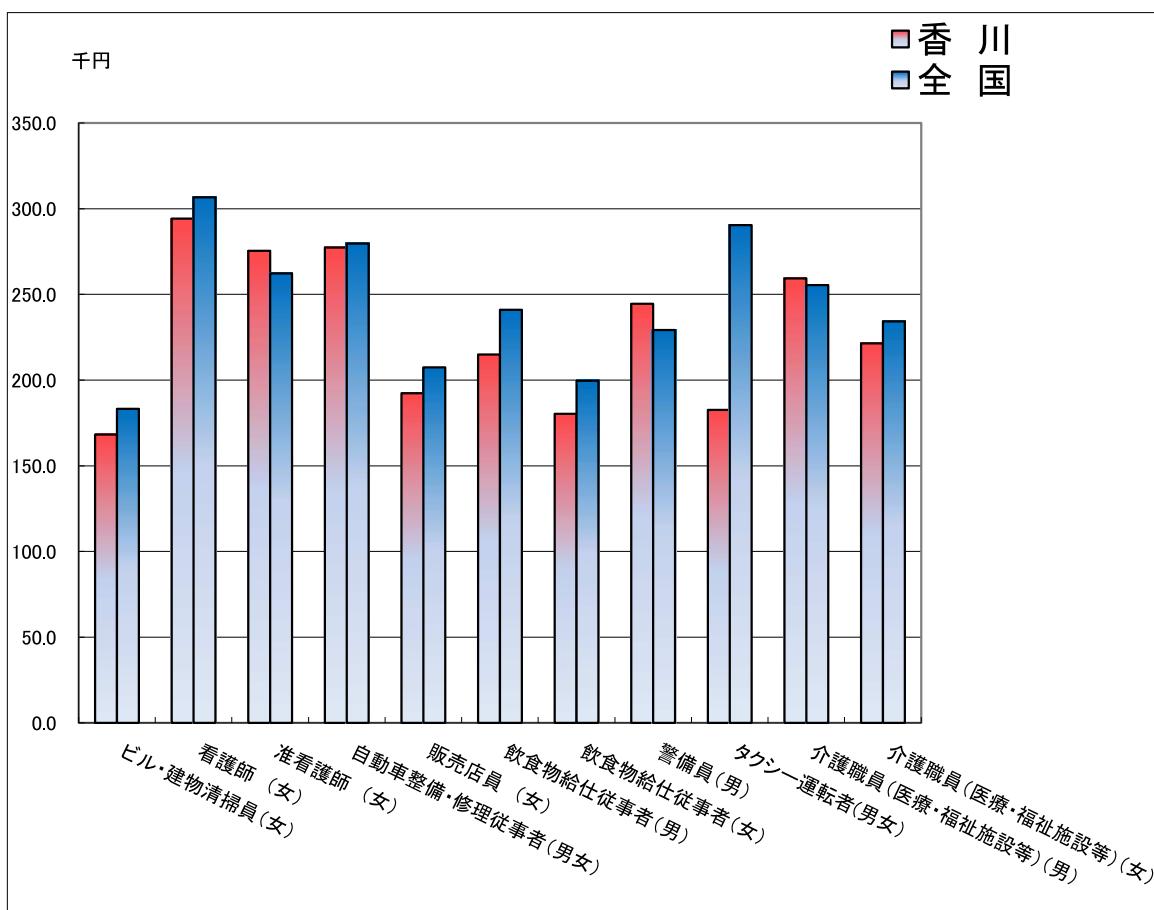
6 職種別所定内給与額

令和5年 産業計・企業規模計（単位：千円）

職 種	香 川	全 国
土木從事者・鉄道線路工事從事者(男女)	260.4	275.7
ビル・建物清掃員(男)	187.4	214.4
ビル・建物清掃員(女)	168.2	183.2
看護師（女）	294.2	306.6
准看護師（女）	275.4	262.2
自動車整備・修理從事者(男女)	277.3	279.6
販売店員（女）	192.3	207.4
飲食物給仕從事者(男)	214.9	241.0
飲食物給仕從事者(女)	180.3	199.6
警備員(男)	244.5	229.2
タクシー運転者(男女)	182.6	290.4
介護職員(医療・福祉施設等)(男)	259.3	255.4
介護職員(医療・福祉施設等)(女)	221.4	234.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

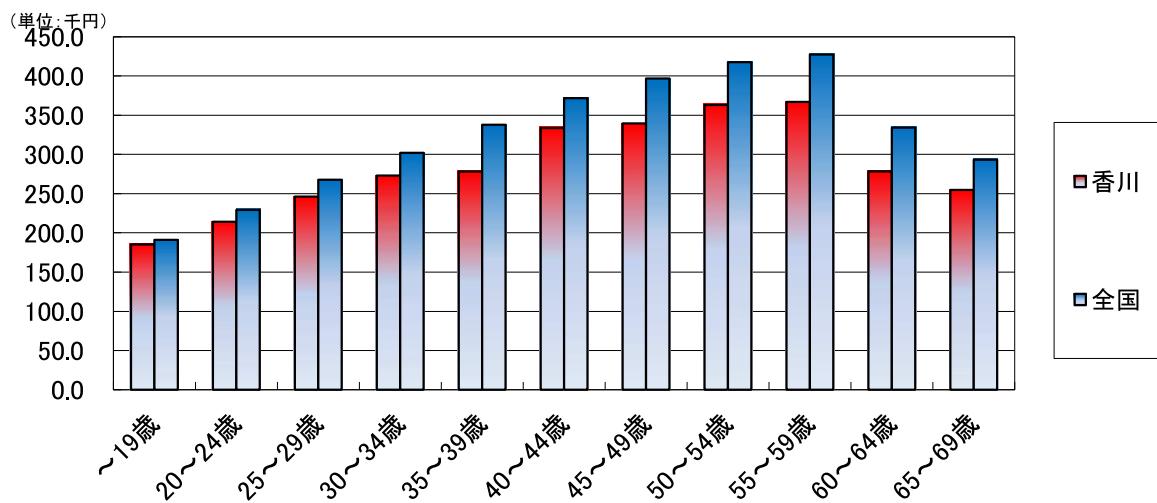
男 性

令和5年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
香川	185.3	214.2	246.3	273.1	278.2	333.7	339.6	363.1	367.0	278.4	254.8
全国	191.1	229.3	267.8	302.1	337.9	371.8	396.9	417.7	427.4	334.2	293.3

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



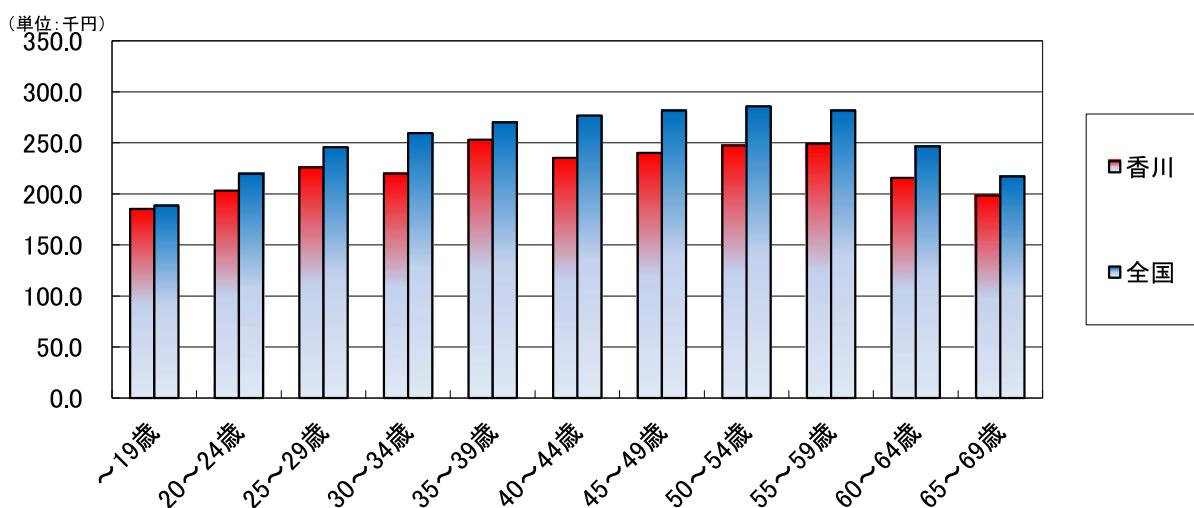
女 性

令和5年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
香川	185.3	203.2	226.0	219.7	253.1	235.3	240.2	247.3	249.2	215.7	198.4
全国	188.4	219.6	245.8	259.6	270.1	276.8	281.7	285.9	281.7	246.6	217.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

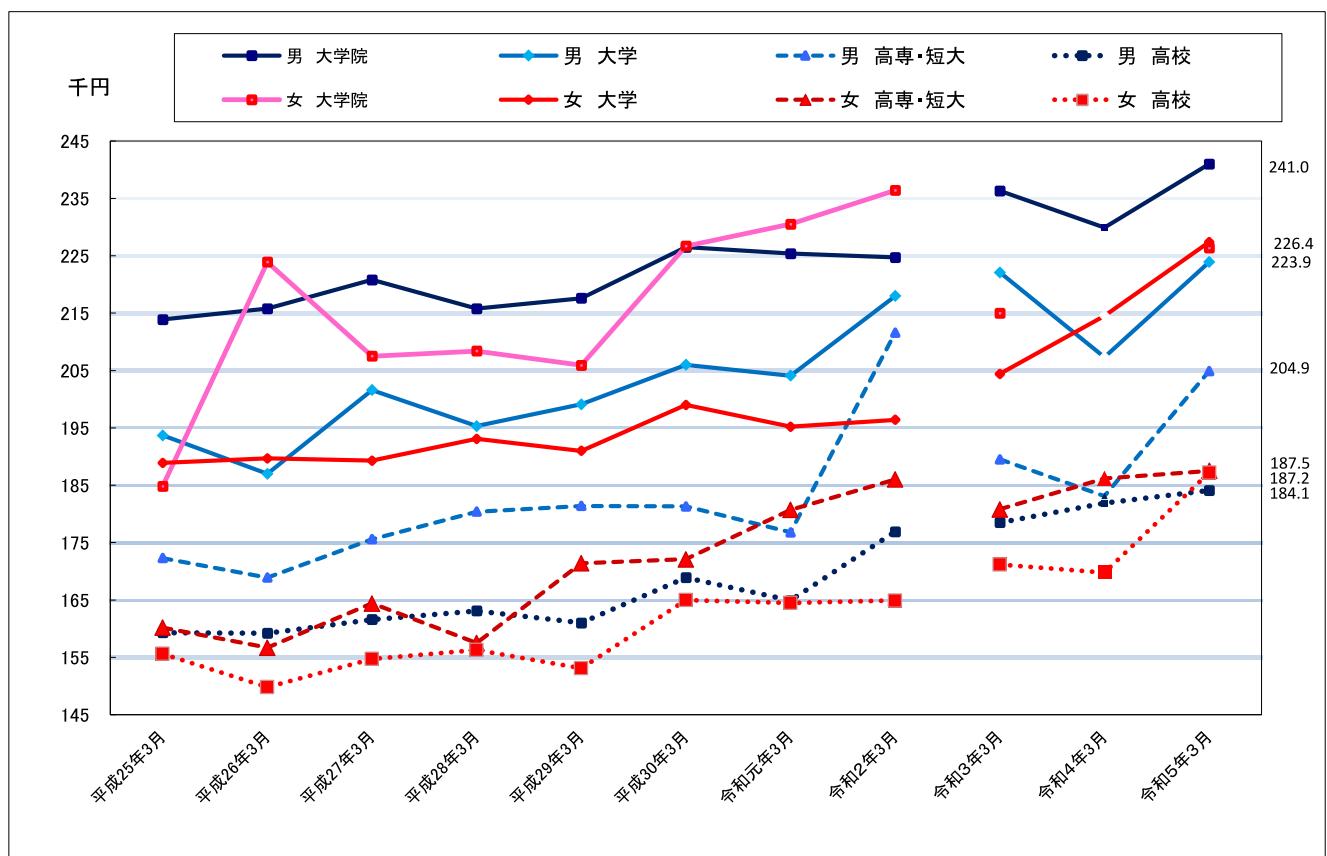
産業計・企業規模計 (格差 : 東京=100)

卒業年月	男								女							
	大学院		大学		高専・短大		高校		大学院		大学		高専・短大		高校	
	所定内 給与額 (千円)	格 差														
令和5年3月	241.0	84.0	223.9	91.6	204.9	84.8	184.1	94.1	226.4	86.6	227.4	93.0	187.5	81.3	187.2	103.0
令和4年3月	229.9	80.1	207.3	86.2	183.1	88.2	181.9	91.4	214.5	90.1	186.2	86.5	169.8	84.0	169.8	84.0
令和3年3月	236.3	92.0	222.1	95.2	189.5	92.7	178.5	92.8	215.0	85.0	204.4	89.9	180.8	89.3	171.2	80.9
令和2年3月	224.7	87.7	218.0	94.0	211.6	94.2	176.9	97.3	236.4	82.5	196.4	86.3	186.0	87.5	164.9	88.3
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0
平成25年3月	213.9	91.0	193.7	92.0	172.3	95.0	159.3	96.0	184.8	77.0	188.9	93.0	160.2	88.0	155.6	96.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注)1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、所定内給与額に通勤手当は含まれていない。



香川県の雇用情勢（令和6年4月分）

- 4月の有効求人倍率（季調値） **1.45倍** （前月差 0.04 ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.11倍** （前年同月差 ▲0.03 ポイント）
- 雇用情勢判断 「求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.04 ポイント上昇。153か月連続で1倍台(全国第9位、全国1.26倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.03 ポイント低下(全国第12位、全国0.96倍)

年 月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
有 効 求 人 倍 率	1.38	1.38	1.37	1.41	1.41	1.45
正社員有効求人倍率	1.21	1.27	1.19	1.17	1.13	1.11

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

2. 令和5年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- 判断を据え置き

変更した月	変 更 し た 内 容	判断方向
令和5年10月	求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。	下方修正
令和4年9月	持ち直している	据え置き
令和4年6月	新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、持ち直している	据え置き
令和4年1月	新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るもの、持ち直している	上方修正

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、8,199人(前年同月比 6.7%増) 2か月ぶりに増加

増加した主な産業は、建設業、サービス業(他に分類されないもの)、生活関連サービス業、娯楽業 等
減少した主な産業は、製造業、医療、福祉、情報通信業 等

年 月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	▲9.3	▲8.8	▲2.4	1.3	▲7.9	6.7

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、5,083人(前年同月比 4.1%増) 3か月ぶりに増加

年 月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	▲3.6	1.0	5.6	▲3.1	▲10.2	4.1

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

労働市場の動向(令和6年4月)

香川県

1. 労働市場

香川労働局発表
令和6年5月31日(金)
午前8:30解禁

(1) 概況 有効求人倍率 1.45倍 (前月より0.04ポイント上昇) 全国9位

4月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.45倍(全国9位)と前月より0.04ポイント上昇した。平成23年8月以降、153か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数值で前年同月比)は、産業別では、建設業、サービス業(他に分類されないもの)、生活関連サービス業、娯楽業等で増加し、製造業、医療、福祉、情報通信業等で減少となり、全体で6.7%増と2か月ぶりに増加した。有効求人(原数值で前年同月比)は、0.2%減と14か月連続で減少した。新規求職(原数值で前年同月比)は、4.1%増と3か月ぶりに増加、有効求職(原数值で前年同月比)は、1.7%増と10か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数值)は、高松1.41倍、丸亀1.35倍、坂出1.31倍、観音寺1.17倍、さぬき0.82倍、土庄1.38倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数值で前年同月比)は、1.11倍と0.03ポイント低下した。正社員の新規求人は6.4%増、非正社員の新規求人は6.9%増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は50.5%と前年同月より0.1ポイント低下した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とした。

○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年 1月	2月	3月	4月
香川県	1.46	1.46	1.45	1.45	1.44	1.42	1.40	1.38	1.38	1.37	1.41	1.41	1.45
四国	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.29	1.31	1.30
全国	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法II(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.11倍 (前年同月を0.03ポイント下回る)

正社員の有効求人倍率は1.11倍となり、前年同月を0.03ポイント下回った。11か月連続で前年同月を下回った。

項目	年月	6年3月	6年4月	5年4月	前年同月比、差(%、ポイント)
正社員新規求人数	(人)	3,601	4,138	3,889	6.4
正社員有効求人数	(人)	11,255	11,199	11,444	▲2.1
正社員就職件数	(件)	569	594	582	2.1
常用フルタイム有効求職者数	(人)	9,951	10,101	10,009	0.9
正社員有効求人倍率	(倍)	1.13	1.11	1.14	▲0.03
正社員充足率	(%)	15.8	14.4	15.0	▲0.6

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向

新規求人数 8,199人 (前年同月比6.7%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比6.7%増と2か月ぶりに増加した。産業別では、建設業(44.5%増)、製造業(13.1%減)、情報通信業(74.1%減)、運輸業、郵便業(7.9%増)、卸売業、小売業(0.4%減)、宿泊業、飲食サービス業(2.2%増)、生活関連サービス業、娯楽業(39.6%増)、医療、福祉(6.6%減)、サービス業(29.2%増)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産業	5年11月	5年12月	6年1月	6年2月	6年3月	6年4月
農、林、漁業	▲ 16.4	12.3	▲ 47.7	▲ 16.2	▲ 33.0	31.0
鉱業、採石業、砂利採取業	200.0	100.0	▲ 100.0	133.3	50.0	▲ 100.0
建設業	▲ 31.6	7.8	23.5	▲ 14.4	▲ 22.0	44.5
製造業	▲ 12.1	▲ 16.8	▲ 19.8	▲ 4.0	▲ 23.7	▲ 13.1
食料品製造業	▲ 27.8	▲ 11.8	▲ 33.9	▲ 30.5	▲ 33.2	▲ 29.5
織維工業	▲ 46.9	▲ 14.3	▲ 26.9	2.4	▲ 23.3	24.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	97.4	▲ 47.0	▲ 41.1	86.0	▲ 11.9	▲ 65.4
印刷・同関連業	▲ 25.0	▲ 47.4	▲ 6.5	▲ 37.0	▲ 30.0	▲ 23.6
プラスチック製品	▲ 59.5	▲ 25.0	200.0	▲ 44.9	▲ 50.0	52.0
金属製品	▲ 17.2	▲ 20.9	5.6	50.6	3.9	11.7
はん用機械器具	32.1	▲ 8.6	▲ 30.6	▲ 5.5	15.7	▲ 18.2
生産用機械器具	3.6	▲ 15.7	▲ 15.4	21.1	▲ 12.9	16.7
電子部品・デバイス・電子回路	▲ 100.0	12.5	85.7	▲ 53.3	▲ 14.3	75.0
電気機械器具	▲ 20.0	▲ 4.3	▲ 29.6	▲ 44.4	11.4	7.4
輸送用機械器具製造業	34.6	▲ 43.7	▲ 37.4	87.9	▲ 39.7	▲ 22.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	212.5	13.6	▲ 41.2	(400.0)
情報通信業	▲ 52.1	▲ 41.4	11.6	95.7	▲ 13.5	▲ 74.1
運輸業、郵便業	▲ 5.7	9.9	▲ 21.1	0.2	▲ 5.3	(7.9)
卸売業、小売業	0.5	▲ 10.0	▲ 11.2	0.9	▲ 5.5	(▲0.4)
卸売業	5.2	▲ 8.2	0.4	▲ 6.7	▲ 8.9	(0.0)
小売業	▲ 1.7	▲ 11.2	▲ 15.9	5.4	▲ 2.9	(▲0.5)
金融業、保険業	4.7	41.7	4.6	22.2	▲ 8.7	82.8
不動産業、物品貸貸業	▲ 7.6	▲ 6.5	26.1	▲ 14.5	▲ 8.5	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	▲ 54.9	0.0	▲ 6.3	▲ 21.8	▲ 5.8	▲ 6.3
宿泊業、飲食サービス業	4.0	▲ 15.1	▲ 30.6	39.4	▲ 12.7	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	▲ 1.8	4.3	17.6	▲ 22.6	31.9	39.6
教育、学習支援業	▲ 37.8	▲ 37.8	10.3	▲ 18.2	▲ 9.2	▲ 10.9
医療、福祉	8.3	7.8	6.5	4.9	5.6	(▲6.6)
医療業	8.8	2.5	10.7	7.8	3.7	(▲3.7)
社会保険・福祉・介護	7.6	12.5	2.6	3.1	8.3	(▲9.3)
複合サービス事業	▲ 14.0	10.9	3.3	▲ 51.6	22.2	17.0
サービス業(他に分類されないもの)	▲ 24.5	▲ 26.9	13.0	15.9	▲ 15.5	(29.2)
公務・その他	12.4	▲ 50.7	▲ 0.8	▲ 13.8	13.0	61.7

(注) パートタイムを含む全数。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

- 建設業 県外が就労場所となる求人を多数提出した事業所があったことや、新卒者採用を検討しているが充足は期待できないと判断して提出された求人などにより増加した。
- 製造業 食料品製造業では充足や外国人雇用により求人減したほか、パルプ・紙加工品製造業では設備投資による省人化を図る事業所がみられた事等により求人が減少した。
- 情報通信業 前年に、まとまった人数の交通量調査の短期求人を出した事業所があったことによる反動で減少した。
- 運輸業、郵便業 ドライバーの求人について充足に至らず常態的に求人が提出されている状況にある。
- 卸売業、小売業 卸売業では前年と同水準であったが、小売業では閉鎖となった店舗の従業員を別店舗において受け入れを行い充足した事業所があったため全体としては微減となった。
- 宿泊業、飲食サービス業 飲食サービス業においては、外食需要の回復に加えテイクアウト需要はコロナ禍から継続しており人手不足が継続している状況。
- 生活関連サービス業、娯楽業 温浴施設から短期求人が提出されたほか複数の美容室を管理する事業所より複数求人が提出されたため増加した。
- 医療、福祉 専門職を中心に人手不足は継続しているものの、前年に新規事業設立により訪問看護等のまとまった求人が提出された事による反動や求人提出時期のずれ等の理由により減少した。
- サービス業 労働者派遣業で、営業エリアを拡大している事業所からの求人が多数提出されたため増加した。

(4) 求職の動向

新規求職者数 5,083 人 (前年同月比 4.1%増加)

パートを含む新規求職者（原数値）は、前年同月比 4.1% 増と 3か月ぶりに増加した。うち、一般求職者は 3.0% 増と 3か月ぶりに増加、パート求職者は 5.6% 増と 3か月ぶりに増加した。

○職業別常用有効求人倍率

(倍)

専門・技術的職業	1.90
事務的職業	0.55
販売の職業	2.52
サービスの職業	2.97
生産工程の職業	2.24
輸送・機械運転の職業	2.05
建設・採掘の職業	6.16
運搬・清掃・包装等の職業	1.09

(注) 1. 各職業は、雇用期間 4か月未満の臨時、季節を除きパートを含む常用の原数値。

2. 職業分類は、平成 21 年 12 月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-rooudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 3.1% 増と 3か月ぶりに増加した。常用有効求職者は前年同月比 0.9% 増と 8か月連続で増加した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移

(%)

		年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55歳以上	60歳以上
常用 新規 求職	5年12月	5.0	▲15.7	14.0	2.8	4.5	11.4	31.1
	6年1月	2.7	10.8	1.3	▲8.7	11.2	1.6	▲5.9
	2月	▲4.1	▲7.6	▲12.7	▲4.1	▲6.9	10.4	▲2.1
	3月	▲10.3	▲24.1	▲19.6	▲9.9	▲2.9	0.4	5.2
	4月	3.1	▲0.9	▲2.7	▲3.2	10.4	8.0	▲1.8
常用 有効 求職	5年12月	2.6	▲9.6	▲0.4	▲1.0	6.0	11.5	15.2
	6年1月	3.3	▲4.9	1.7	▲2.5	7.6	9.3	8.5
	2月	2.7	▲1.5	▲0.9	▲1.3	4.8	9.0	5.0
	3月	0.4	▲4.9	▲6.4	▲2.2	4.5	7.4	6.3
	4月	0.9	▲5.7	▲5.5	1.2	3.8	7.1	5.6

(注) 雇用期間 4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 2.4% 増と 3か月ぶりに増加、離職者も 3.1% 増と 3か月ぶりに増加した。うち、事業主都合離職者は 11.9% 減と 4か月連続で減少、自己都合離職者は 7.9% 増と 2か月ぶりに増加した。無業者は 6.4% 増と 3か月ぶりに増加した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比

(%)

		年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55歳以上	60歳以上
	計	3.1	▲0.9	▲2.7	▲3.2	10.4	8.0	▲1.8
求職 理由	在職者	2.4	▲2.6	12.0	3.7	▲2.6	0.0	▲5.6
	離職者	3.1	▲14.1	▲6.8	▲4.7	19.3	8.9	▲1.2
	事業主都合	▲11.9	▲8.3	▲21.8	▲3.2	0.0	▲18.7	▲25.5
	自己都合	7.9	▲13.5	▲4.3	▲6.0	23.6	37.3	25.5
	無業者	6.4	31.6	▲22.6	▲33.3	▲22.2	42.9	0.0

(注) 雇用期間 4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向

就職件数 1,373 件 (前年同月比 3.2%増加)

パートを含む就職件数は、前年同月比 3.2% 増と 2か月ぶりに増加した。うち一般は 3.5% 増と 2か月ぶりに増加、パートは 2.9% 増と 3か月ぶりに増加した。

パートを含む新規就職率は 27.0% で、前年同月を 0.2 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比

(%)

	全 数	一 般			パート
			44 歳以下	45 歳以上	
5 年 12 月	▲3.9	▲8.7	▲18.2	3.5	2.1
6 年 1 月	▲3.0	▲17.1	▲25.8	▲4.9	19.3
2 月	3.8	10.5	4.9	17.3	▲3.0
3 月	▲11.3	▲8.9	▲14.6	▲3.3	▲14.0
4 月	3.2	3.5	▲2.2	10.9	2.9

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係

受給者実人員 3,150 人(前年同月比 4.4%増加)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 4.4% 増と 2か月ぶりに増加した。

○年齢別受給者実人員

(人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,150	4.4
29 歳以下	438	0.5
30~44 歳	817	6.7
45~59 歳	1,131	0.0
60 歳以上	764	11.5
44 歳以下	1,255	4.4
45 歳以上	1,895	4.4

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 7.4% 減と 3か月連続で減少した。

建設業は 2か月ぶりに増加、製造業は 3か月連続で減少、運輸、郵便業は 2か月連続で減少、卸売・小売業は 2か月連続で減少、宿泊業、飲食サービス業は 4か月連続で増加、医療、福祉は 2か月連続で増加、サービス業は 2か月ぶりに増加した。

○産業別事業主都合解雇者

(人、%)

	解雇者数	前年同月比
产 業 計	464	▲7.4
建設業	31	72.2
製造業	73	▲49.7
運輸、郵便業	26	(▲31.6)
卸売、小売業	40	(▲32.2)
宿泊、飲食サービス業	20	42.9
医療、福祉	70	(112.1)
サービス業	41	(▲14.6)

(注) 1. 「高年齢+特例」被保険者を含む。

2. 令和 6 年 4 月以降については令和 5 年 7 月改定の「日本標準産業分類に基づく区分」、令和 6 年 3 月以前については平成 25 年 10 月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和 6 年 4 月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

2. 経済情勢（2024年5月15日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも、着実に持ち直している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産は持ち直しつつある。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2023年度は、前年を小幅に下回る見込みとなっている。2024年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、着実に持ち直している。大型小売店の売上は、持ち直している。乗用車販売は、このところ減少している。家電販売は、弱めの動きとなっている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、持ち直しの動きが一服している。

- 企業の生産は、持ち直しつつある。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。汎用・生産用機械は、横ばい圏内の動きとなっている。金属製品は、持ち直しのペースが鈍化している。電気機械は、弱めの動きが続いている。輸送機械は、持ち直しつつある。

- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%程度のプラスとなっている。

2024年4月分

職業別 求人・求職状況
(常用的パートタイム)

香川労働局

有効求人数	有効求人倍率 構成比 (倍)		有効求職者数	有効求職者数		
				構成比	男	女
7,590	100.0%	1.03	職業計	7,356	100.0%	2,463 4,887
2	0.0%	0.29	A 管理的職業従事者	7	0.1%	6 1
1,254	16.5%	1.63	B 専門的・技術的職業従事者	770	10.5%	155 615
3	0.0%	0.43	07 製造技術者(開発)	7	0.1%	6 1
29	0.4%	1.07	08 製造技術者(開発を除く)	27	0.4%	12 15
12	0.2%	0.60	09 建築・土木・測量技術者	20	0.3%	19 1
37	0.5%	1.28	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	29	0.4%	11 18
333	4.4%	1.38	13 保健師、助産師、看護師	242	3.3%	10 232
142	1.9%	2.25	14 医療技術者	63	0.9%	7 56
53	0.7%	1.20	15 その他の保健医療従事者	44	0.6%	17 27
341	4.5%	1.87	16 社会福祉専門職業従事者	182	2.5%	14 168
10	0.1%	0.22	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	45	0.6%	9 36
287	3.8%	3.02	05.06.17~21.23.24 その他の専門的職業	95	1.3%	37 58
744	9.8%	0.52	C 事務従事者	1,443	19.6%	244 1,198
586	7.7%	0.45	25 一般事務従事者	1,295	17.6%	207 1,087
58	0.8%	1.09	26 会計事務従事者	53	0.7%	8 45
29	0.4%	1.38	28 営業・販売事務従事者	21	0.3%	2 19
781	10.3%	2.90	D 販売従事者	269	3.7%	68 201
609	8.0%	2.57	32 商品販売従事者	237	3.2%	50 187
25	0.3%	1.19	34 営業職業従事者	21	0.3%	14 7
2,541	33.5%	3.31	E サービス職業従事者	767	10.4%	155 612
676	8.9%	2.83	36 介護サービス職業従事者	239	3.2%	29 210
107	1.4%	2.89	37 保健医療サービス職業従事者	37	0.5%	1 36
96	1.3%	2.91	38 生活衛生サービス職業従事者	33	0.4%	1 32
719	9.5%	3.39	39 飲食物調理従事者	212	2.9%	50 162
627	8.3%	5.55	40 接客・給仕職業従事者	113	1.5%	19 94
121	1.6%	3.46	41 居住施設・ビル等管理人	35	0.5%	33 2
188	2.5%	1.96	42 その他のサービス職業従事者	96	1.3%	22 74
164	2.2%	4.00	F 保安職業従事者	41	0.6%	39 2
74	1.0%	1.04	G 農林漁業従事者	71	1.0%	51 20
501	6.6%	1.79	H 生産工程従事者	280	3.8%	130 150
1	0.0%	0.25	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	4	0.1%	4 0
21	0.3%	1.62	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	13	0.2%	5 8
34	0.4%	1.36	52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	25	0.3%	20 5
333	4.4%	2.21	53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	151	2.1%	51 100
27	0.4%	2.45	54 機械組立従事者	11	0.1%	9 2
39	0.5%	3.25	55 機械整備・修理従事者	12	0.2%	12 0
25	0.3%	6.25	57 製品検査従事者(金属製品を除く)	4	0.1%	0 4
3	0.0%	0.75	58 機械検査従事者	4	0.1%	1 3
11	0.1%	0.20	59 生産関連・生産類似作業従事者	54	0.7%	26 28
186	2.5%	1.59	I 輸送・機械運転従事者	117	1.6%	112 5
177	2.3%	1.97	61 自動車運転従事者	90	1.2%	85 5
3	0.0%	0.21	64 定置・建設機械運転従事者	14	0.2%	14 0
29	0.4%	1.12	J 建設・採掘従事者	26	0.4%	26 0
3	0.0%	3.00	65 建設躯体工事従事者	1	0.0%	1 0
7	0.1%	0.88	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	8	0.1%	8 0
5	0.1%	0.50	67 電気工事従事者	10	0.1%	10 0
14	0.2%	2.00	68 土木作業従事者	7	0.1%	7 0
1,314	17.3%	1.01	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,299	17.7%	559 739
279	3.7%	1.67	70 運搬従事者	167	2.3%	129 38
635	8.4%	2.24	71 清掃従事者	283	3.8%	92 191
50	0.7%	1.11	72 包装従事者	45	0.6%	8 37
1,282	16.9%	2.31	(福祉関連計)	556	7.6%	53 503

* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したもの。

* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	264,437	～	203,571	1,158	～	1,045	203,054
A 管理的職業従事者	328,224	～	256,663	1,000	～	1,000	306,875
B 専門的・技術的職業従事者	290,219	～	216,483	1,478	～	1,241	244,660
07 製造技術者(開発)	298,792	～	193,871	-	～	-	
08 製造技術者(開発を除く)	292,070	～	202,400	1,032	～	1,012	
09 建築・土木・測量技術者	361,886	～	231,198	1,475	～	1,150	
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	460,769	～	314,673	2,845	～	2,186	
13 保健師、助産師、看護師	268,291	～	216,015	1,508	～	1,290	
14 医療技術者	273,326	～	214,241	1,581	～	1,282	
16 社会福祉専門職業従事者	264,091	～	213,440	1,295	～	1,111	
C 事務従事者	232,378	～	188,605	1,094	～	1,026	200,097
25 一般事務従事者	221,147	～	184,131	1,090	～	1,030	
26 会計事務従事者	261,055	～	190,989	1,174	～	1,035	
28 営業・販売事務従事者	280,435	～	210,924	1,129	～	1,011	
D 販売従事者	272,279	～	215,229	1,055	～	991	209,248
32 商品販売従事者	231,656	～	192,775	1,074	～	995	
34 営業職業従事者	284,218	～	222,363	1,094	～	1,084	
E サービス職業従事者	237,828	～	192,730	1,130	～	1,009	199,326
36 介護サービス職業従事者	230,113	～	190,866	1,222	～	1,038	
37 保健医療サービス職業従事者	198,741	～	174,248	1,134	～	1,033	
39 飲食物調理従事者	253,277	～	198,828	1,067	～	980	
40 接客・給仕職業従事者	277,621	～	216,381	1,103	～	1,007	
41 居住施設・ビル等管理人	173,339	～	160,703	1,022	～	1,007	
F 保安職業従事者	206,403	～	173,008	1,111	～	1,009	192,000
G 農林漁業従事者	255,974	～	204,165	1,123	～	1,018	193,158
H 生産工程従事者	260,066	～	194,448	1,088	～	986	215,234
50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	248,284	～	192,215	-	～	-	
52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	286,877	～	204,533	1,080	～	1,036	
53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	228,562	～	186,380	1,024	～	968	
55 機械整備・修理従事者	278,296	～	193,916	1,225	～	983	
57 製品検査従事者(金属製品を除く)	180,004	～	172,568	1,017	～	967	
58 機械検査従事者	276,667	～	193,000	-	～	-	
59 生産関連・生産類似作業従事者	300,496	～	204,873	1,043	～	993	
I 輸送・機械運転従事者	291,632	～	226,169	1,157	～	1,097	240,000
61 自動車運転従事者	297,696	～	229,400	1,153	～	1,093	
64 定置・建設機械運転従事者	307,903	～	227,378	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	328,290	～	215,854	1,550	～	1,156	256,538
65 建設躯体工事従事者	355,033	～	210,802	2,250	～	1,250	
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	302,061	～	208,350	1,000	～	950	
67 電気工事従事者	325,676	～	212,148	1,420	～	1,240	
68 土木作業従事者	329,465	～	215,424	1,800	～	1,000	
K 運搬・清掃・包装等従事者	221,443	～	185,150	1,021	～	978	199,371
70 運搬従事者	239,581	～	190,980	1,047	～	987	
71 清掃従事者	198,669	～	179,798	998	～	970	
72 包装従事者	193,851	～	177,696	1,068	～	973	
73 その他の運搬・清掃・包装従事者	212,066	～	180,730	1,041	～	987	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	264,404	～	203,235	1,156	～	1,052	215,607
A 管理的職業従事者	313,326	～	246,205	1,000	～	1,000	350,000
B 専門的・技術的職業従事者	290,969	～	214,800	1,488	～	1,256	245,566
07製造技術者（開発）	306,857	～	194,643	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	303,593	～	205,201	1,032	～	1,012	
09建築・土木・測量技術者	363,989	～	224,567	1,300	～	900	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	516,695	～	349,839	3,306	～	2,531	
13保健師、助産師、看護師	274,615	～	223,906	1,503	～	1,309	
14医療技術者	274,493	～	215,705	1,604	～	1,277	
16社会福祉専門職業従事者	247,765	～	203,027	1,191	～	1,071	
C 事務従事者	236,206	～	190,499	1,110	～	1,048	190,112
25一般事務従事者	222,479	～	184,726	1,107	～	1,055	
26会計事務従事者	270,349	～	202,354	1,146	～	1,030	
28営業・販売事務従事者	300,096	～	219,532	1,173	～	1,063	
D 販売従事者	280,496	～	219,195	1,059	～	1,001	216,296
32商品販売従事者	240,121	～	194,299	1,089	～	1,010	
34営業職業従事者	289,143	～	225,393	1,094	～	1,084	
E サービス職業従事者	228,556	～	188,010	1,133	～	1,020	198,627
36介護サービス職業従事者	236,160	～	195,553	1,289	～	1,071	
37保健医療サービス職業従事者	196,214	～	173,631	1,142	～	1,066	
39飲食物調理従事者	233,571	～	191,077	1,068	～	984	
40接客・給仕職業従事者	229,786	～	188,521	1,073	～	1,006	
41居住施設・ビル等管理人	171,482	～	158,171	1,022	～	1,007	
F 保安職業従事者	196,075	～	172,268	1,074	～	1,007	197,500
G 農林漁業従事者	236,121	～	197,221	1,179	～	1,024	175,000
H 生産工程従事者	275,371	～	196,262	1,089	～	979	234,000
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	274,000	～	172,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	280,353	～	195,501	1,059	～	1,059	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	253,425	～	207,479	1,051	～	981	
55機械整備・修理従事者	277,927	～	191,916	1,131	～	941	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	-	～	-	-	～	-	
58機械検査従事者	280,000	～	193,000	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	292,000	～	199,333	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	298,640	～	222,913	1,149	～	1,109	238,889
61自動車運転従事者	299,242	～	223,803	1,149	～	1,109	
64定置・建設機械運転従事者	305,338	～	222,038	-	～	-	
J 建設・探掘従事者	311,222	～	208,318	1,400	～	1,230	276,129
65建設躯体工事従事者	366,050	～	223,438	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	304,796	～	203,614	1,000	～	950	
67電気工事従事者	315,843	～	212,558	1,500	～	1,300	
68土木作業従事者	304,156	～	207,800	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	225,041	～	187,612	1,010	～	971	207,656
70運搬従事者	236,475	～	192,214	1,016	～	981	
71清掃従事者	194,449	～	178,318	995	～	972	
72包装従事者	190,500	～	158,000	1,210	～	935	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	231,644	～	188,825	1,032	～	965	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク丸亀

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	262,826	～	206,001	1,148	～	1,040	225,660
A 管理的職業従事者	392,222	～	326,667	-	～	-	275,000
B 専門的・技術的職業従事者	290,161	～	226,056	1,477	～	1,243	245,783
07製造技術者（開発）	261,464	～	193,484	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	261,376	～	196,376	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	355,933	～	247,081	-	～	-	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	336,357	～	275,297	1,883	～	1,339	
13保健師、助産師、看護師	258,060	～	213,164	1,484	～	1,279	
14医療技術者	280,000	～	218,400	1,492	～	1,267	
16社会福祉専門職業従事者	306,880	～	239,695	1,502	～	1,204	
C 事務従事者	231,032	～	191,141	1,103	～	1,015	260,800
25一般事務従事者	215,062	～	187,595	1,085	～	1,014	
26会計事務従事者	256,221	～	167,159	1,320	～	1,020	
28営業・販売事務従事者	282,581	～	215,031	1,000	～	920	
D 販売従事者	256,797	～	210,855	1,071	～	995	205,714
32商品販売従事者	229,513	～	203,497	1,071	～	995	
34営業職業従事者	278,336	～	216,664	-	～	-	
E サービス職業従事者	224,230	～	189,411	1,102	～	995	215,862
36介護サービス職業従事者	222,891	～	192,228	1,111	～	989	
37保健医療サービス職業従事者	194,838	～	176,733	1,069	～	975	
39飲食物調理従事者	217,275	～	186,214	1,010	～	982	
40接客・給仕職業従事者	260,910	～	198,768	1,106	～	1,026	
41居住施設・ビル等管理人	169,000	～	169,000	-	～	-	
F 保安職業従事者	213,531	～	156,684	1,128	～	996	250,000
G 農林漁業従事者	298,889	～	223,333	1,114	～	1,074	125,000
H 生産工程従事者	260,523	～	203,034	1,121	～	1,010	206,429
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	199,876	～	178,452	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	308,646	～	221,023	1,100	～	1,013	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	224,247	～	190,215	1,033	～	977	
55機械整備・修理従事者	279,594	～	208,643	-	～	-	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	190,699	～	187,937	1,150	～	1,050	
58機械検査従事者	293,333	～	206,667	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	267,987	～	192,212	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	277,092	～	217,905	1,186	～	1,091	220,741
61自動車運転従事者	274,142	～	215,060	1,186	～	1,091	
64定置・建設機械運転従事者	332,760	～	240,080	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	350,518	～	224,361	1,100	～	1,000	232,500
65建設躯体工事従事者	358,689	～	209,378	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	304,043	～	206,031	-	～	-	
67電気工事従事者	379,250	～	224,100	1,100	～	1,000	
68土木作業従事者	341,950	～	218,349	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	214,163	～	183,801	1,048	～	1,015	196,667
70運搬従事者	237,981	～	191,474	1,110	～	1,049	
71清掃従事者	212,120	～	184,121	982	～	962	
72包装従事者	182,738	～	176,545	1,050	～	1,010	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	199,578	～	178,041	1,074	～	1,047	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	281,611	～	211,300	1,213	～	1,059	206,840
A 管理的職業従事者	397,500	～	252,000	-	～	-	-
B 専門的・技術的職業従事者	296,212	～	216,861	1,463	～	1,252	218,936
07製造技術者（開発）	306,000	～	187,800	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	261,700	～	188,300	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	360,000	～	220,833	-	～	-	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	500,000	～	300,000	1,936	～	1,546	
13保健師、助産師、看護師	282,815	～	222,677	1,456	～	1,221	
14医療技術者	290,769	～	222,792	1,560	～	1,430	
16社会福祉専門職業従事者	245,980	～	200,717	1,332	～	1,174	
C 事務従事者	238,396	～	195,164	1,053	～	970	187,091
25一般事務従事者	246,610	～	197,705	1,076	～	976	
26会計事務従事者	225,000	～	200,000	1,100	～	1,000	
28営業・販売事務従事者	222,000	～	184,314	1,000	～	918	
D 販売従事者	258,377	～	204,583	1,034	～	970	202,000
32商品販売従事者	195,827	～	173,987	1,034	～	970	
34営業職業従事者	281,834	～	216,056	-	～	-	
E サービス職業従事者	295,781	～	222,176	1,171	～	1,001	207,647
36介護サービス職業従事者	233,679	～	182,894	1,180	～	1,021	
37保健医療サービス職業従事者	200,425	～	166,134	1,027	～	1,027	
39飲食物調理従事者	362,348	～	240,207	1,168	～	976	
40接客・給仕職業従事者	309,091	～	247,500	1,171	～	997	
41居住施設・ビル等管理人	234,000	～	215,000	-	～	-	
F 保安職業従事者	237,600	～	198,720	-	～	-	175,000
G 農林漁業従事者	-	～	-	940	～	920	-
H 生産工程従事者	266,243	～	193,520	1,187	～	1,065	209,524
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	235,650	～	206,025	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	281,339	～	192,731	-	～	-	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	230,483	～	186,280	957	～	930	
55機械整備・修理従事者	322,029	～	204,043	2,000	～	1,500	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	-	～	-	-	～	-	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	240,000	～	200,000	1,200	～	1,100	
I 輸送・機械運転従事者	313,989	～	243,080	1,257	～	1,168	277,273
61自動車運転従事者	326,370	～	250,779	1,245	～	1,152	
64定置・建設機械運転従事者	230,600	～	204,600	-	～	-	
J 建設・探掘従事者	314,150	～	209,014	2,250	～	1,250	193,333
65建設躯体工事従事者	323,650	～	205,150	2,250	～	1,250	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	282,225	～	199,925	-	～	-	
67電気工事従事者	344,286	～	205,714	-	～	-	
68土木作業従事者	314,867	～	221,378	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	230,131	～	186,331	1,067	～	972	188,947
70運搬従事者	250,132	～	193,295	1,146	～	964	
71清掃従事者	192,340	～	172,340	943	～	929	
72包装従事者	200,000	～	180,000	-	～	-	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	242,000	～	188,800	1,089	～	1,063	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	257,561	～	198,335	1,118	～	1,015	201,350
A 管理的職業従事者	350,000	～	250,000	-	～	-	203,333
B 専門的・技術的職業従事者	289,578	～	208,414	1,425	～	1,155	222,564
07製造技術者（開発）	321,708	～	191,579	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	350,000	～	240,000	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	358,546	～	232,856	1,200	～	1,000	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	～	-	-	～	-	
13保健師、助産師、看護師	258,467	～	191,544	1,486	～	1,267	
14医療技術者	254,000	～	204,000	1,400	～	1,140	
16社会福祉専門職業従事者	246,290	～	205,890	1,445	～	1,102	
C 事務従事者	222,186	～	178,786	1,057	～	1,007	182,344
25一般事務従事者	215,067	～	175,326	1,068	～	1,021	
26会計事務従事者	213,333	～	171,667	1,100	～	1,100	
28営業・販売事務従事者	254,833	～	186,667	1,150	～	975	
D 販売従事者	257,892	～	202,758	1,080	～	998	178,182
32商品販売従事者	221,464	～	178,751	1,034	～	968	
34営業職業従事者	275,238	～	214,190	-	～	-	
E サービス職業従事者	238,014	～	185,971	1,131	～	1,015	191,429
36介護サービス職業従事者	233,010	～	179,316	1,246	～	1,109	
37保健医療サービス職業従事者	-	～	-	1,267	～	1,023	
39飲食物調理従事者	237,550	～	175,760	1,046	～	936	
40接客・給仕職業従事者	268,550	～	224,350	1,023	～	1,007	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	233,333	～	184,000	996	～	996	175,000
G 農林漁業従事者	221,925	～	188,860	1,000	～	920	200,000
H 生産工程従事者	247,408	～	187,654	990	～	947	206,400
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	267,857	～	214,286	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	248,604	～	191,681	-	～	-	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	237,484	～	184,266	989	～	940	
55機械整備・修理従事者	255,371	～	180,684	920	～	920	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	190,000	～	176,000	950	～	920	
58機械検査従事者	250,000	～	172,500	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	273,333	～	201,667	930	～	930	
I 輸送・機械運転従事者	288,094	～	240,517	1,000	～	975	231,053
61自動車運転従事者	311,187	～	254,513	1,000	～	975	
64定置・建設機械運転従事者	-	～	-	-	～	-	
J 建設・探掘従事者	307,778	～	214,422	1,600	～	1,000	220,000
65建設躯体工事従事者	462,000	～	231,000	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	300,000	～	216,667	-	～	-	
67電気工事従事者	235,500	～	188,625	-	～	-	
68土木作業従事者	323,600	～	222,410	1,600	～	1,000	
K 運搬・清掃・包装等従事者	222,217	～	179,578	991	～	962	202,188
70運搬従事者	254,983	～	187,895	1,005	～	965	
71清掃従事者	195,199	～	182,167	1,008	～	981	
72包装従事者	167,520	～	160,827	918	～	918	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	196,387	～	171,057	948	～	924	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	257,208	～	194,614	1,191	～	1,047	217,004
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～	-	300,000
B 専門的・技術的職業従事者	284,149	～	209,416	1,530	～	1,262	311,429
07製造技術者(開発)	285,000	～	202,500	-	～	-	
08製造技術者(開発を除く)	296,667	～	200,000	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	354,667	～	238,333	1,700	～	1,350	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	445,800	～	266,567	-	～	-	
13保健師、助産師、看護師	267,313	～	206,489	1,656	～	1,374	
14医療技術者	254,871	～	200,657	1,664	～	1,259	
16社会福祉専門職業従事者	233,207	～	193,429	1,228	～	1,109	
C 事務従事者	225,005	～	175,919	1,034	～	995	191,892
25一般事務従事者	213,007	～	170,287	1,022	～	981	
26会計事務従事者	300,000	～	210,000	1,150	～	1,100	
28営業・販売事務従事者	-	～	-	-	～	-	
D 販売従事者	272,001	～	216,845	939	～	924	201,000
32商品販売従事者	200,000	～	200,000	977	～	933	
34営業職業従事者	279,201	～	218,530	-	～	-	
E サービス職業従事者	224,493	～	172,657	1,136	～	987	183,000
36介護サービス職業従事者	222,056	～	169,152	1,258	～	1,005	
37保健医療サービス職業従事者	228,667	～	173,333	1,175	～	1,041	
39飲食物調理従事者	233,300	～	167,200	1,011	～	963	
40接客・給仕職業従事者	-	～	-	1,004	～	958	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	260,000	～	220,000	-	～	-	175,000
G 農林漁業従事者	248,614	～	198,186	1,200	～	1,000	255,000
H 生産工程従事者	228,776	～	179,791	1,110	～	960	203,000
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	250,000	～	180,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	277,217	～	194,203	-	～	-	
53製品製造・加工修理従事者(金属製品を除く)	211,159	～	172,410	968	～	942	
55機械整備・修理従事者	300,000	～	180,000	1,600	～	1,025	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	155,016	～	153,864	950	～	930	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	318,250	～	229,000	1,000	～	950	
I 輸送・機械運転従事者	269,701	～	205,920	1,010	～	990	262,000
61自動車運転従事者	271,343	～	206,413	1,010	～	990	
64定置・建設機械運転従事者	250,000	～	200,000	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	340,704	～	206,721	2,000	～	1,000	226,000
65建設躯体工事従事者	335,567	～	199,033	-	～	-	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	256,300	～	186,400	-	～	-	
67電気工事従事者	370,000	～	280,000	-	～	-	
68土木作業従事者	352,457	～	201,738	2,000	～	1,000	
K 運搬・清掃・包装等従事者	228,148	～	189,401	995	～	955	189,231
70運搬従事者	238,308	～	194,244	960	～	920	
71清掃従事者	217,500	～	205,000	1,011	～	961	
72包装従事者	350,000	～	270,000	-	～	-	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	206,456	～	172,892	1,000	～	1,000	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)		
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	263,351	～	199,342	1,161	～	1,000	191,522
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～	-	-
B 専門的・技術的職業従事者	276,411	～	210,326	1,382	～	1,147	216,667
07製造技術者(開発)	300,000	～	190,000	-	～	-	
08製造技術者(開発を除く)	-	～	-	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	398,000	～	256,500	-	～	-	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	～	-	-	～	-	
13保健師、助産師、看護師	261,336	～	205,477	1,550	～	1,217	
14医療技術者	242,234	～	191,379	-	～	-	
16社会福祉専門職業従事者	202,965	～	182,065	1,300	～	1,138	
C 事務従事者	198,153	～	171,152	1,053	～	944	155,000
25一般事務従事者	188,775	～	165,380	1,053	～	944	
26会計事務従事者	134,232	～	131,376	-	～	-	
28営業・販売事務従事者	233,853	～	196,853	-	～	-	
D 販売従事者	235,071	～	210,143	1,076	～	930	-
32商品販売従事者	225,500	～	171,000	1,076	～	930	
34営業職業従事者	236,667	～	216,667	-	～	-	
E サービス職業従事者	294,682	～	214,434	1,153	～	979	185,000
36介護サービス職業従事者	215,688	～	192,314	1,532	～	1,016	
37保健医療サービス職業従事者	189,500	～	189,500	1,200	～	950	
39飲食物調理従事者	338,911	～	238,756	1,200	～	1,050	
40接客・給仕職業従事者	347,525	～	213,600	1,130	～	961	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	262,440	～	194,400	1,543	～	1,143	-
G 農林漁業従事者	-	～	-	1,000	～	918	200,000
H 生産工程従事者	259,928	～	174,562	1,072	～	1,002	200,000
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	-	～	-	-	～	-	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	210,505	～	167,157	1,120	～	1,027	
55機械整備・修理従事者	270,000	～	162,500	-	～	-	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	170,408	～	149,368	-	～	-	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	448,000	～	224,000	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	219,688	～	215,689	1,000	～	1,000	250,000
61自動車運転従事者	219,688	～	215,689	1,000	～	1,000	
64定置・建設機械運転従事者	-	～	-	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	334,580	～	236,569	-	～	-	300,000
65建設躯体工事従事者	-	～	-	-	～	-	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	322,928	～	254,710	-	～	-	
67電気工事従事者	270,000	～	180,000	-	～	-	
68土木作業従事者	396,000	～	219,500	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	196,250	～	170,000	1,104	～	955	130,000
70運搬従事者	201,000	～	167,000	1,023	～	947	
71清掃従事者	-	～	-	1,200	～	1,007	
72包装従事者	-	～	-	1,023	～	923	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	182,000	～	179,000	1,117	～	923	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。



香川県内経済情勢報告



令和6年4月
財務省四国財務局

資料No.15

香川県内経済情勢報告

	令和6年1月判断	令和6年4月判断	総括判断の要点	1月判断との比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	個人消費は、百貨店・スーパー・コンビニエンスストアが堅調となるほか、観光も緩やかに回復していることから、全体としては持ち直している。 生産活動は、電気機械が弱含んでいるものの、汎用・生産用機械が持ち直しているほか、食料品が持ち直しつつあることから、全体として(一進一退の状況にある)。 雇用情勢は、緩やかに持ち直している。	

〔先行き〕

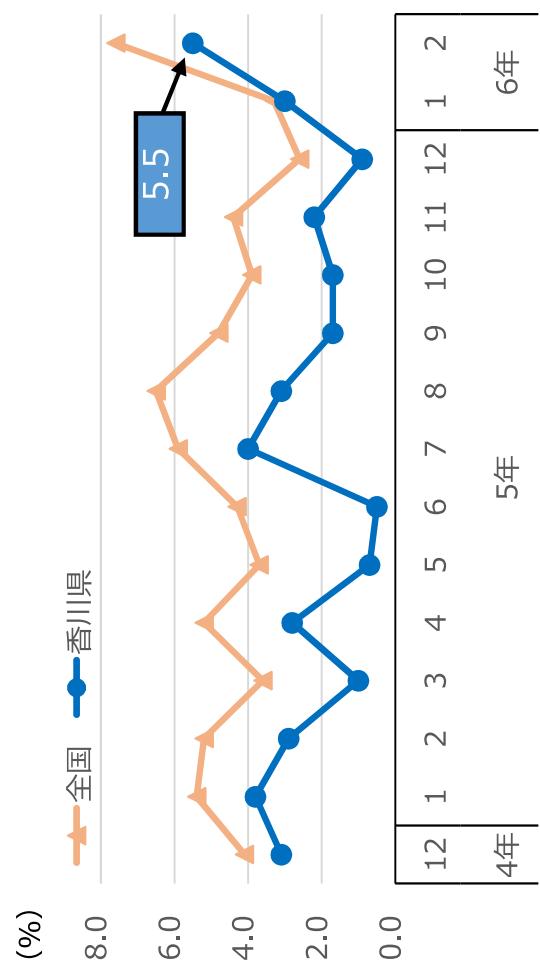
先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直しが続くことが期待される。ただし、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

項目	令和6年1月判断	令和6年4月判断	1月判断との比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	
生産活動	一進一退の状況にある	一進一退の状況にある	
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	
公共事業	前年度並みとなっている	前年度を下回っている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
設備投資	5年度は前年度を上回る見込み	5年度は前年度を上回る見込み	

個人消費

持ち直している

〔百貨店・スーパー販売額（前年同月比）〕（注）全店舗ベース



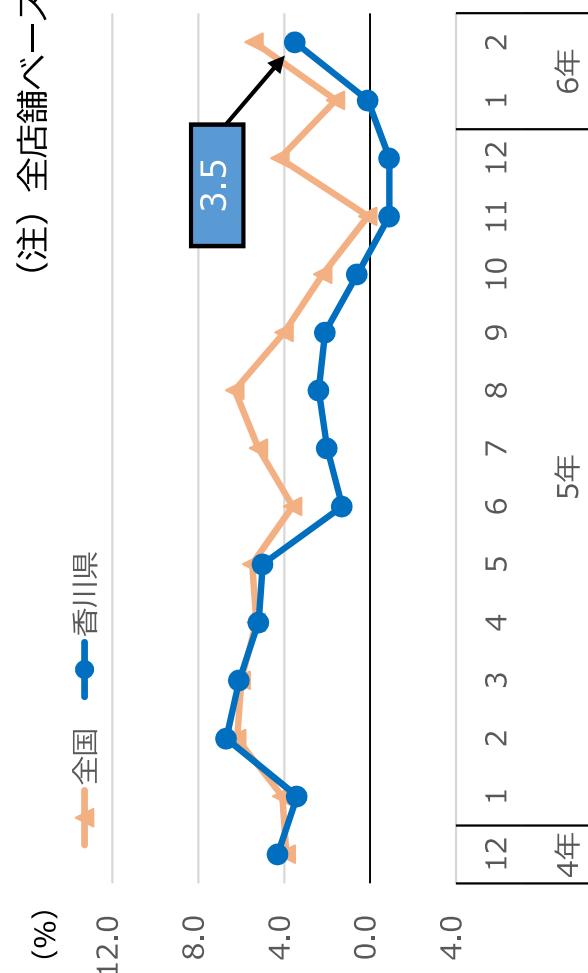
（3期連続据え置き）

- 百貨店・スーパーは、飲食料品や身の回り品に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- コンビニエンスストアは、飲料品や米飯類等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔主なヒアリング結果〕

-85-

〔コンビニエンスストア販売額（前年同月比）〕（注）全店舗ベース



（注）全店舗ベース

- 「百貨店・スーパー」
○外出機会の増加から化粧品が好調であるほか、ブランドノックや高級時計も引き続き好調。催事が好評で食料品の売上も増加。
- 春休みで在宅率が上がり、行楽シーズンでもあるため、総菜はお弁当を中心に行き続き好調。冷凍食品の弁当用食材も好調。

〔コンビニエンスストア〕

- 昨年よりも気温が高かったことから、ソフトドリンクなどの飲料やアイスクリームの売上が好調であった。
- 新商品投入やセールなどの販売促進効果により、おにぎりや弁当、ペットボトル飲料などの売れ行きがよい。

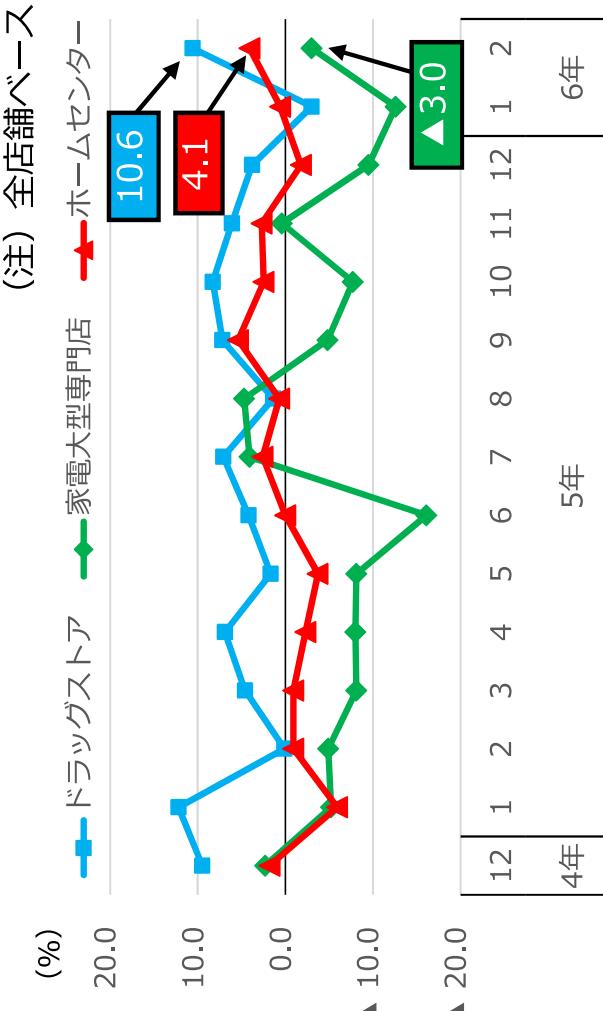


【出所】 経済産業省、四国経済産業局

個人消費

- ドラッグストアは、飲食料品や化粧品に動きがみられることがある。全体としては堅調となっている。
- 家電大型専門店は、一部の高附加価値製品に動きがみられるものの、季節商品の動きが弱いことなどから、全体としては弱含んでいる。
- ホームセンターは、季節商品の動きが弱いものの、新規出店効果や防災用品に動きがみられることがから、全体としては堅調となっている。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車は前年を上回っているものの、小型車及び軽乗用車は前年を下回っている。
- 観光は、外国人観光客の増加により、緩やかに回復している。
- 国内旅行は、回復しつつあり、海外旅行は、緩やかに持ち直しつつある。
-86-

香川県の専門量販店販売額（前年同月比）】



(注) 全店舗ベース

--- ホームセンター

■ ドラッグストア

◆ 家電大型専門店

▲ ホームセントラル

(%)(%)

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

5年

4年

3年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

1年

2年

3年

6年

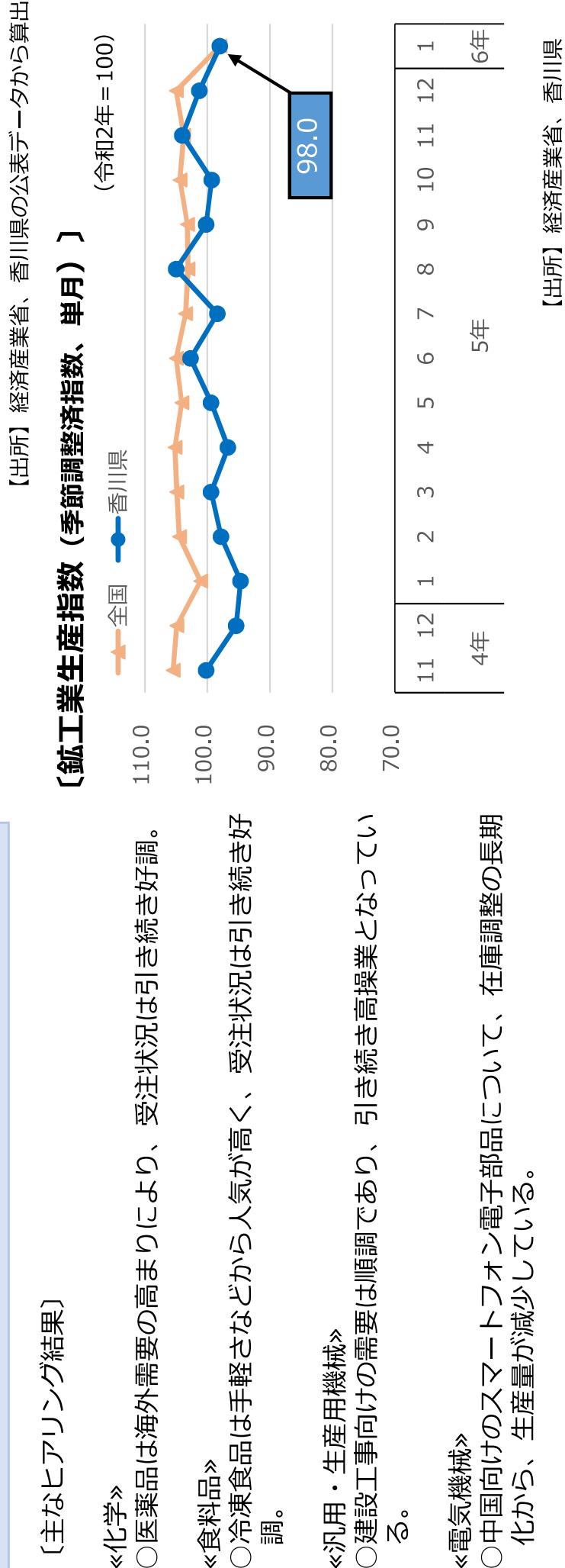
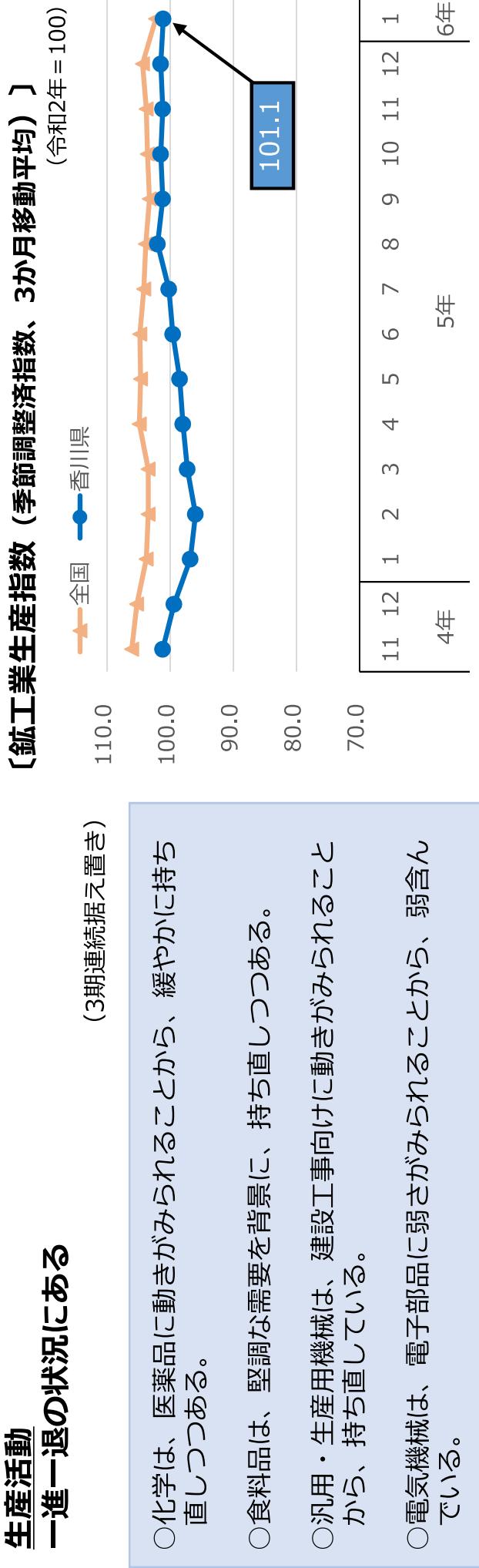
5年

4年

3年

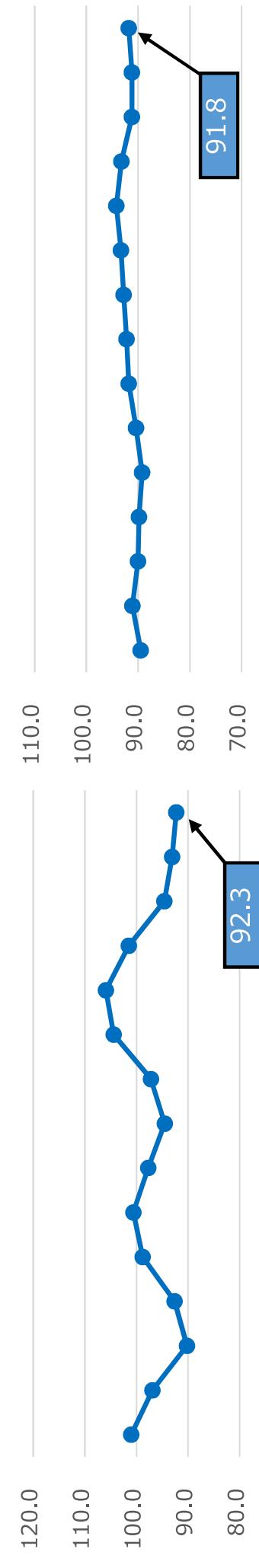
生産活動

生産活動 一進一退の状況にある

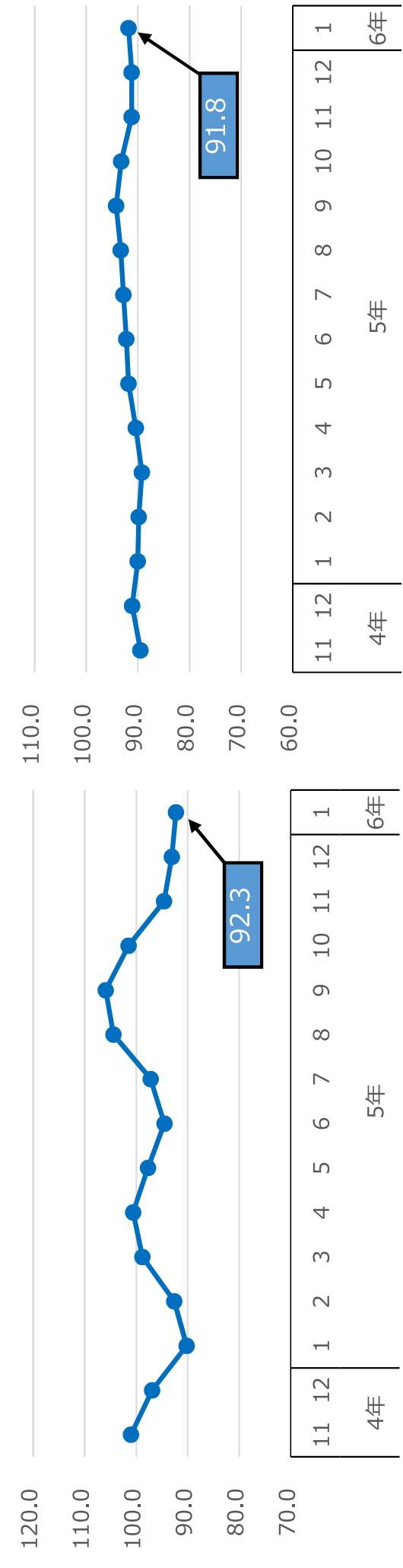


生産活動

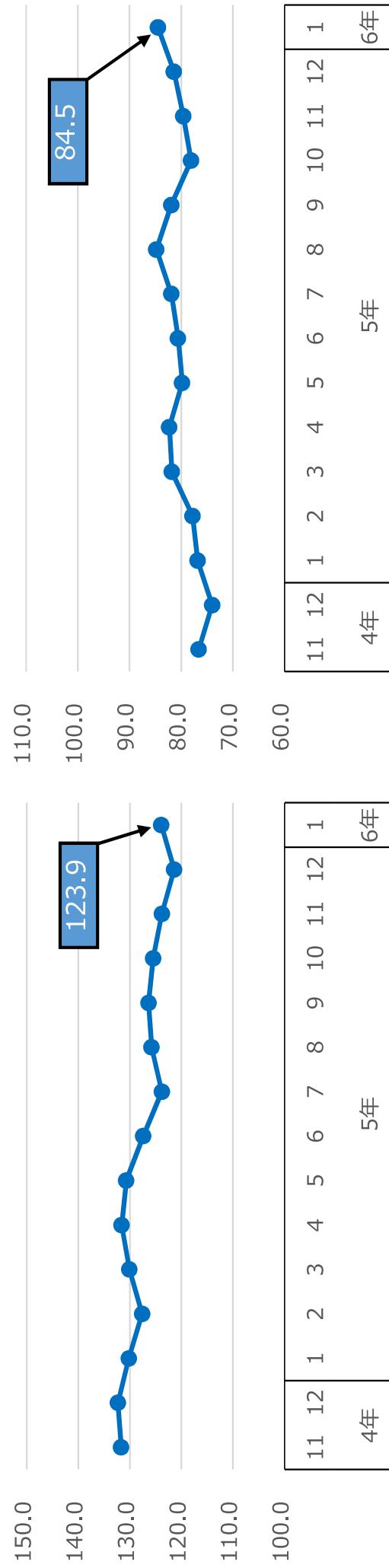
〔化学・石油石炭〕



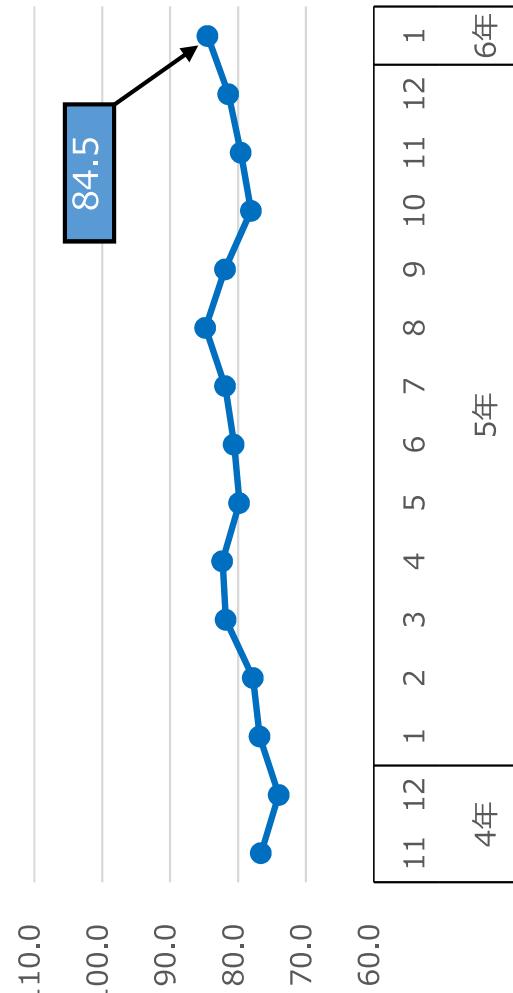
〔食料品〕



〔汎用・生産用機械〕



〔電気機械〕

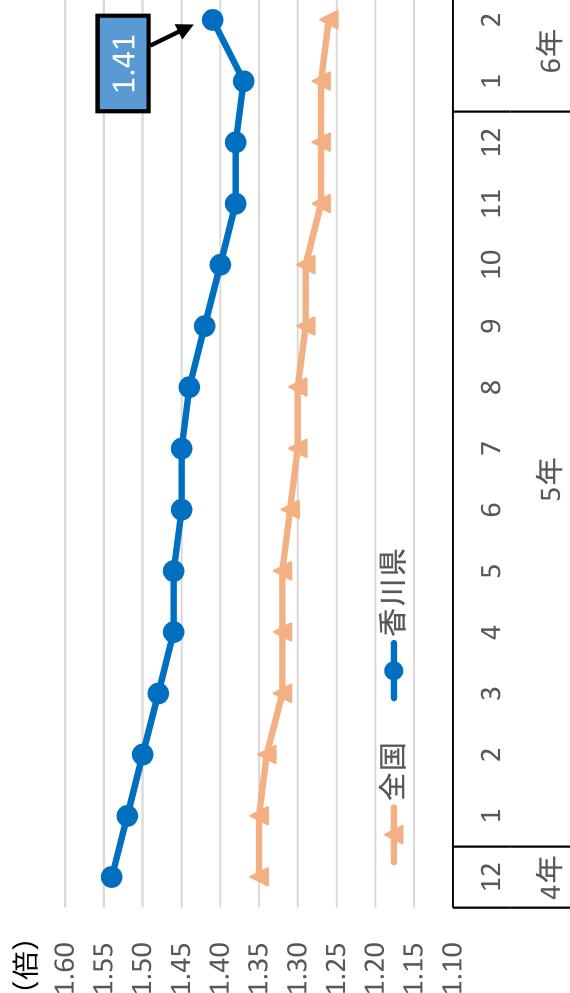


(季節調整済指数、3か月移動平均、香川県：令和2年=100) 【出所】香川県の公表データから算出

雇用情勢

緩やかに持ち直している

〔有効求人倍率（季節調整値）〕

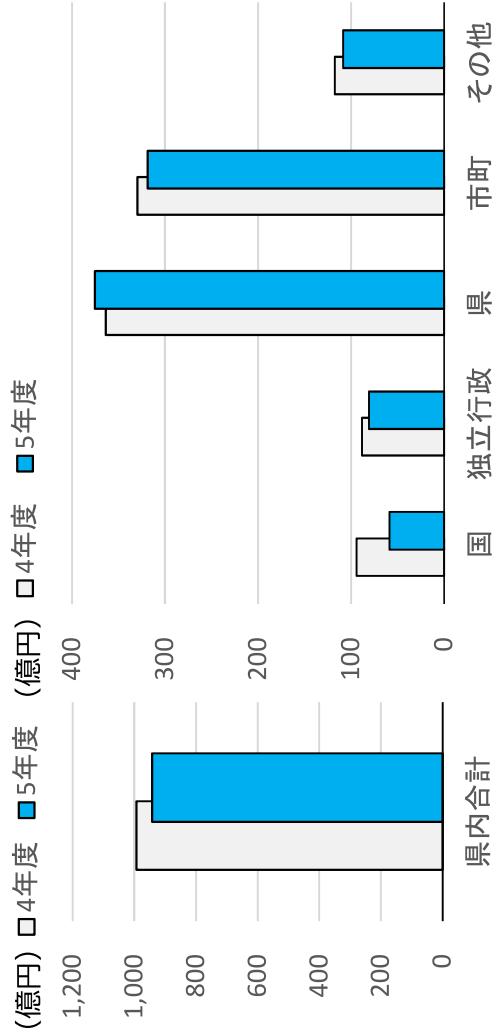


公共事業・住宅建設

前年を下回っている

○前払金保証請負金額でみると、県は前年度を上回っているものの、国、独立行政法人等及び市町において前年度を下回っており、全体としても前年度を下回っている。

〔香川県の公共工事前払金保証請負金額（3月累計額）〕

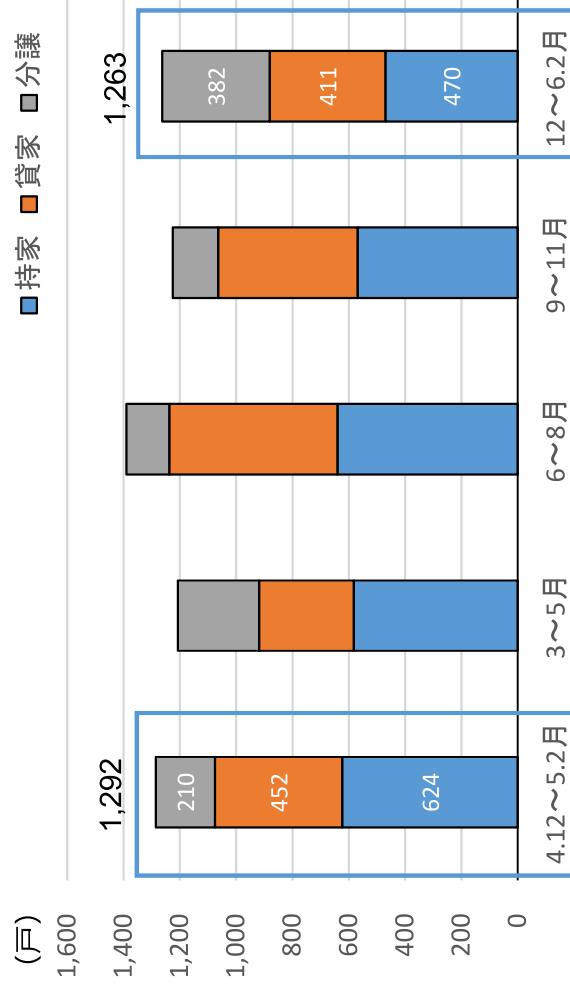


【出所】西日本建設業保証（株）等

住宅建設 前年を下回っている

○新設住宅着工戸数でみると、分譲は前年を上回っているものの、持家、賃家は前年を下回っていることから、全体としても前年を下回っている。

〔香川県の新設住宅着工戸数〕



※合計には給与住宅を含む

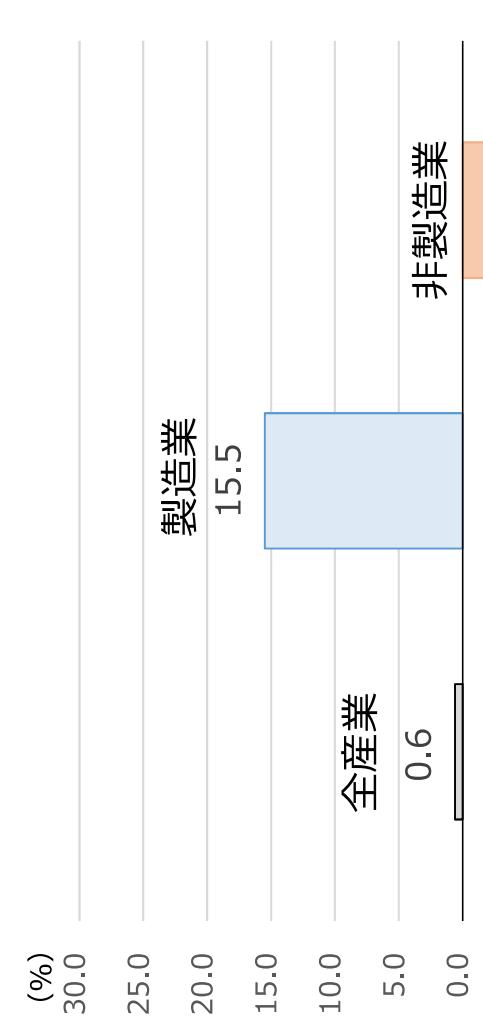
【出所】国土交通省の公表データから算出

設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

設備投資

5年度は前年度を上回る見込み

〔香川県の設備投資（前年度比）〕



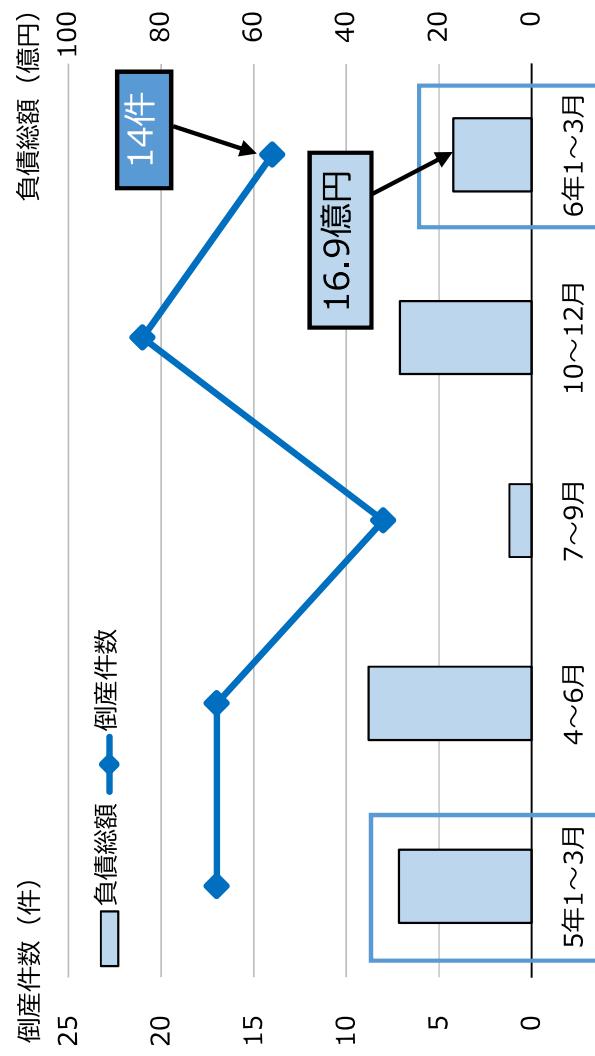
（企業倒産）
件数、負債総額ともに前年を下回っている

（消費者物価）
前年を上回っている

-91-

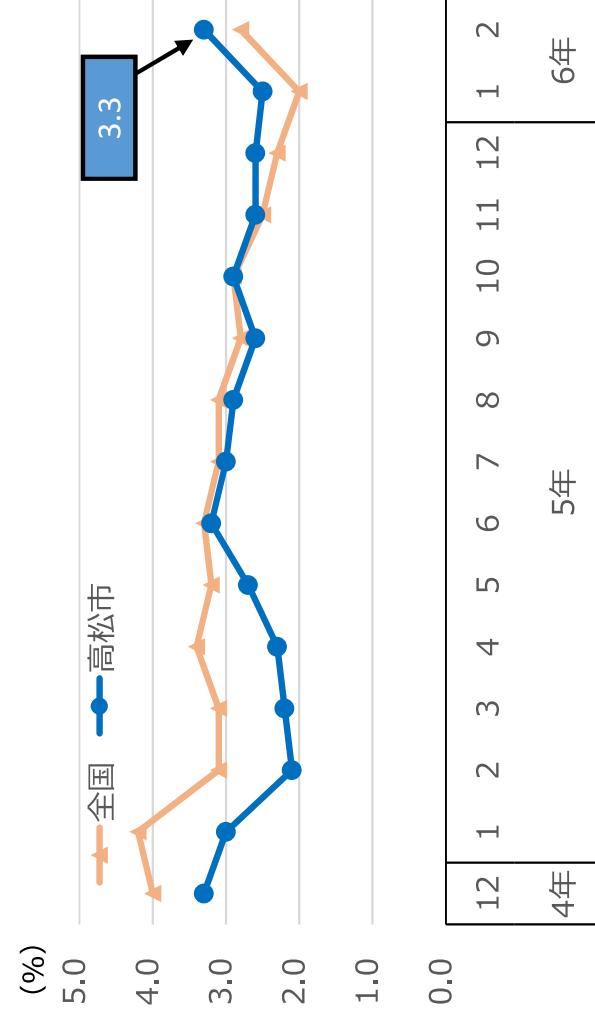
※6年1～3月期調査の結果
※ソフトウエア含む、土地除く
【出所】 四国財務局（法人企業景気予測調査）

〔香川県の倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上）〕



【出所】 東京商工リサーチの公表データから算出

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、前年同月比）〕



(2020年=100) 【出所】 総務省



※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

- お問い合わせは
電話番号 087-811-7780
財務広報相談室（内線260）又は 経済調査課（内線250）へ
- ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/shikoku/>

(本件に関する照会先)

日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2024年6月10日
日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は持ち直しつつある。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2023年度は、前年を小幅に下回る見込みとなっている。2024年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。

大型小売店の売上は、底堅く推移している。

乗用車販売は、弱い動きとなっている。

家電販売は、弱めの動きとなっている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、前年を上回った。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、持ち直しつつある。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。

食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。

汎用・生産用機械は、横ばい圏内の動きとなっている。

金属製品は、持ち直しのペースが鈍化している。

電気機械は、弱めの動きが続いている。

輸送機械は、持ち直しつつある。

- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%程度のプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出は、前年を上回っている。

貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

- 預金は、前年を上回っている。

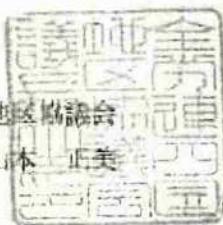
- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、感染症拡大前の水準となっている。

以 上

2024年5月23日

香川労働局長 栗尾 保和 殿
 香川地方最低賃金審議会長 柴田 潤子 殿

全労連四国地区協議会
 議長 山本 正美



要請書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2023年の改定によって加重平均1004円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2346円、オーストラリア2223円、ドイツ1976円等、欧米ではすでに最低賃金は2000円前後になっています。日本の2023年最低賃金改定は過去最高の引き上げとなりましたが、香川県で918円、愛媛・高知県で897円、徳島県で896円という低さにとどまっているのが実態です。

岸田首相は、「2030年代半ばまでに平均1500円」を政府目標に示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていくいきない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1113円)と徳島(896円)との差は217円あり、地方から都市部へ人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。

最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費・人件費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させること、そのための法整備、体制を拡充・強化することが求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。
また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。
- 2) 最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

(別紙1)

香川 労働局

局長 栗尾 保和 殿

最低賃金いつでもどこでも1500円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃1500円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死やDV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引き上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く2000万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つばかりなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給1500円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金を時給1500円に引き上げること。
2. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、生涯2000万円にも達する最賃格差や東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象に歯止めをかけること。
3. 最低賃金の地域ランク制を4ランクから3ランクに改定したが、地域間格差の解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みにすること。

2024年 6月 18日

J A L 不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げCP委員会四国代表委員）
以上

